

# 2023

## 登別市環境白書



**ZERO CARBON  
HOKKAIDO  
NOBORIBETSU**

**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**





「2023登別市環境白書」の刊行にあたって



### 登別市長 小笠原 春一

本市には、我が国の景観を代表する世界的にも誇りうる傑出した風景を有し、支笏洞爺国立公園の中核に位置する登別温泉を抱え、国内外から多くの観光客が訪れております。

素晴らしい環境を守り、将来世代に負の遺産を引き継ぐことなく健全で恵み豊かな環境を継承していくため、環境問題は真剣に取り組まなければなりません。

また、近年、地球温暖化が要因とみられる気候変動の影響により、世界各地で猛暑や大雨、干ばつなどの異常気象が多発し、今後、地球温暖化の進行に伴い、気候変動のリスクはさらに高まることが予測され、その対策は喫緊の課題です。

日本においては、2020年10月の首相所信表明演説において、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、北海道も国の方針と同様、2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現を掲げています。

本市においても、国や北海道の目標達成の一助となるべく、また、国際社会の一員として、自然エネルギーの活用や省エネルギーの対策など、環境に配慮した取組をこれまで以上に進め、持続可能なまちづくりを実現していく必要があります。2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明しました。

今後も、ごみの減量化とリサイクル・適正処理の推進をはじめ、二酸化炭素排出量を削減する取組を実施し、ゼロカーボンシティ登別の実現を目指してまいりますので、市民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びに、登別市環境基本条例に基づき令和4(2022)年度における本市の環境の現状及び環境施策全般の概要について取りまとめた本書を通じ、環境に対する更なる理解と関心を深めていただき、「ふるさと登別」の環境の保全と創造にお力添えを賜りますようお願いいたします。

# 目 次

## 第1章 登別市の概況

1 位置・地勢	1
2 気候・気象	2
3 人口	4
4 土地利用	5
5 産業	6
6 上下水道	7

## 第2章 登別市環境基本計画の概要

1 計画の目的	9
2 計画の位置づけと期間	9
3 施策の体系とSDGs	9
4 計画の進行管理	11

## 第3章 環境の状況と目標達成に向けた施策の実施状況

<u>1 地球環境にやさしいまちづくりの推進</u>	
1 地球温暖化対策の推進	12
2 省資源・省エネルギー対策の推進	19
3 再生可能エネルギーの導入の推進	22
<u>2 持続可能な循環型社会の推進</u>	
1 廃棄物の減量	27
2 循環型社会の形成	28
<u>3 人と自然が共生するまちづくりの推進</u>	
1 優れた自然の保全	32
2 森林の保全	33
3 多様な野生生物の生育・生息環境の保全	34
4 自然とのふれあいの場の整備	34
<u>4 安全・安心・快適なまちづくりの推進</u>	
1 きれいで住み良いまちづくりの推進	37
2 さわやかで静かな環境の確保（騒音・振動・悪臭・大気汚染・土壌汚染）	39
3 水質環境の保全対策の推進（水質汚濁）	48
4 温泉資源の保全	49
<u>5 環境教育・環境保全活動の推進</u>	
1 時代を担う子ども達に対する環境教育の推進	50

2	環境保全等に係る生涯学習の推進	52
---	-----------------	----

#### 資料編

資料	1	環境行政の変遷	53
資料	2	登別市環境基本条例の制定に至る経緯	55
資料	3	登別市環境基本計画	56
資料	4	環境行政に関する協議体	57
資料	5	登別市環境基本条例	61
資料	6	環境関連法令一覧	71
資料	7	用語解説	74



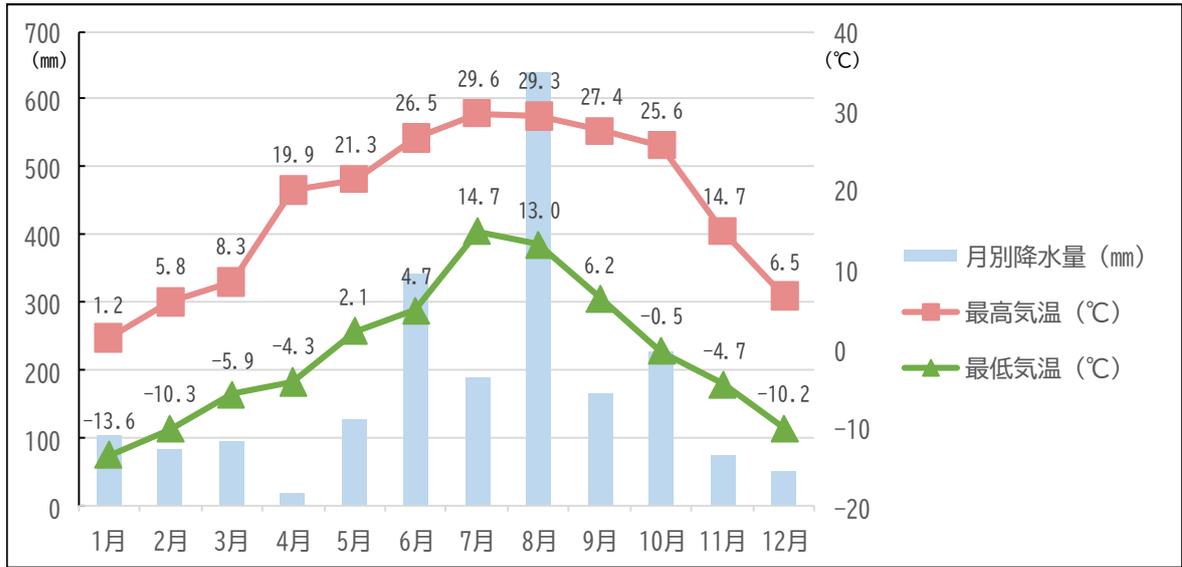
## 2 気候・気象

本市は太平洋に面しており、夏冬の温度差が少なく、夏は涼しく冬は厳しい冷え込みの少ない比較的温和な気候です。

また、夏から秋にかけてしばしば集中豪雨に見舞われるため、道内では年間降水量が最も多い市町村の1つです。オロフレ山系が連なり、雨雲が滞留しやすい地形となっていることが、雨を多く降らせる原因となっていると考えられています。

■表2-1 本市の主な気象要素の状況（令和4(2022)年）

月	降水量 (mm)		気温 (°C)			風向・風速 (m/s)			日照時間 (h)	雪 (cm) 積雪の合計
	合計	日最大	平均	最高	最低	平均風速	最大風速			
							風速	風向		
1	103.0	54.0	-4.2	1.2	-13.6	1.9	6.9	西	125.7	130
2	81.5	17.5	-3.7	5.8	-10.3	2.2	9.9	西	105.6	157
3	95.5	27.5	0.7	8.3	-5.9	1.7	6.7	西	144.5	160
4	16.5	4.5	6.8	19.9	-4.3	1.8	9.3	西	230.3	23
5	126.5	63.0	11.3	21.3	2.1	1.6	8.3	西	225.0	2
6	342.0	147.0	14.2	26.5	4.7	1.1	5.0	西	129.6	0
7	190.0	66.5	19.9	29.6	14.7	0.9	4.9	西	90.6	0
8	638.5	143.5	20.0	29.3	13.0	1.1	5.2	西北西	118.9	0
9	165.5	79.0	17.5	27.4	6.2	1.3	5.4	西	184.1	0
10	227.0	109.5	10.9	25.6	-0.5	1.6	7.0	西	173.8	0
11	72.5	21.0	5.8	14.7	-4.7	1.8	8.2	西	141.2	2
12	50.0	15.0	-2.5	6.5	-10.2	2.3	7.3	西	94.3	80



■図2-1 本市の最高・最低気温及び月降水量（令和4年）

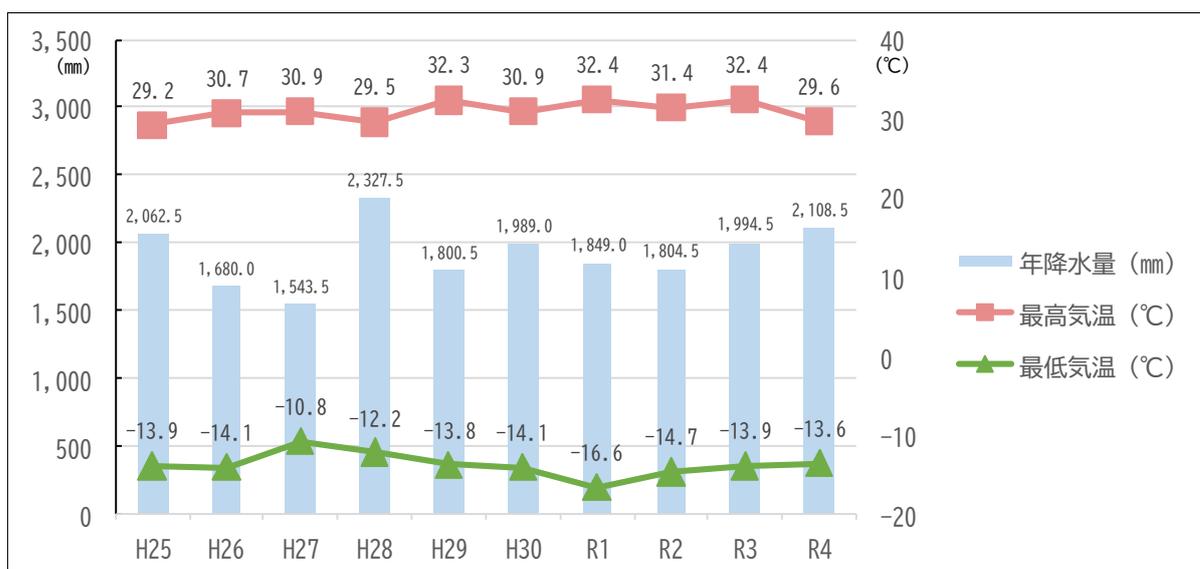
※（資料：気象庁）

過去10年間における気温、及び降水量の変化を示します。

平均気温は7~8℃、降水量は1,500~2,300mm程度で推移しています。

■表2-2 本市の過去10年における降水量及び気温

年	降水量(mm)		気温(°C)		
	合計	日最大	平均	最高	最低
平成25(2013)	2,062.5	184.5	7.1	29.2	-13.9
平成26(2014)	1,680.0	141.5	7.3	30.7	-14.1
平成27(2015)	1,543.5	88.0	8.0	30.9	-10.8
平成28(2016)	2,327.5	190.5	7.3	29.5	-12.2
平成29(2017)	1,800.5	123.0	7.2	32.3	-13.8
平成30(2018)	1,989.0	91.5	7.7	30.9	-14.1
令和元(2019)	1,849.0	123.0	7.7	32.4	-16.6
令和2(2020)	1,804.5	99.5	7.9	31.4	-14.7
令和3(2021)	1,994.5	136.0	8.0	32.4	-13.9
令和4(2022)	2,108.5	147.0	8.1	29.6	-13.6



■図2-2 本市の年降水量及び最高・最低気温（平成25(2013)年～令和4(2022)年）

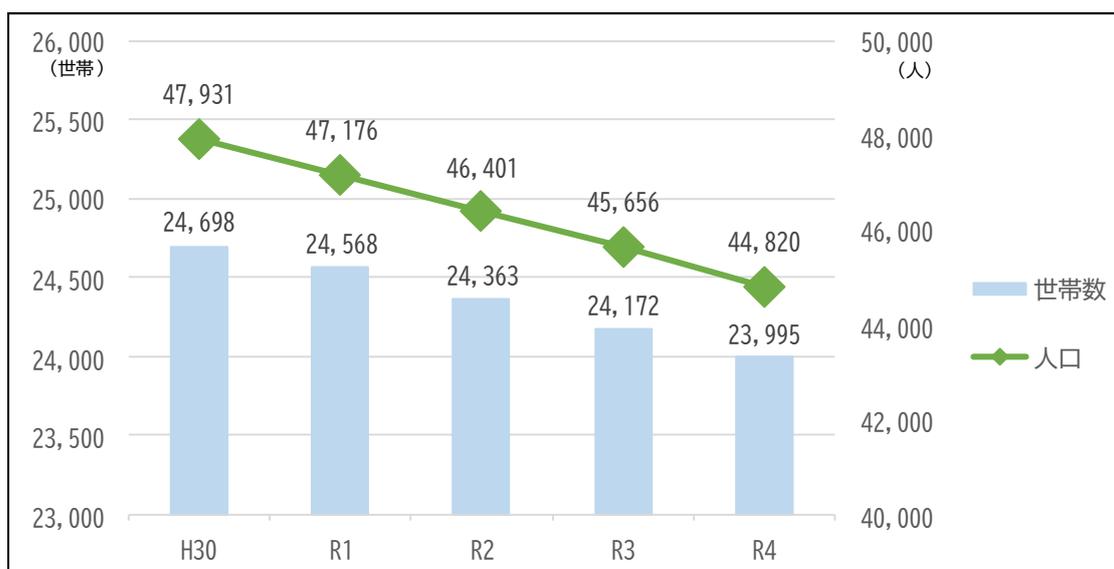
※（資料：気象庁）

### 3 人口

高度経済成長をうけ、工業都市室蘭市の人口増加とともに本市の人口も増加し続けましたが、昭和58（1983）年の59,481人をピークに減少傾向にあります。

■表3-1 本市の人口推移（平成30(2018)年度～令和4(2022)年度）

年度	人口	世帯数
平成30(2018)	47,931人	24,698世帯
令和元(2019)	47,176人	24,568世帯
令和2(2020)	46,401人	24,363世帯
令和3(2021)	45,656人	24,172世帯
令和4(2022)	44,820人	23,995世帯



■図3-1 本市の世帯数及び人口の推移（平成30(2018)年～令和4(2022)年）

※（資料：住民基本台帳人口統計，市民生活部）

#### 4 土地利用

将来のあるべきまちの姿を思い描くうえで、限られた土地をどう活用していくかは重要な課題です。土地の持つ社会的・経済的・文化的要件を十分に考慮し、総合的な見地から検討のうえ、計画的に利用されなければなりません。

そこで「登別市都市計画マスタープラン」では土地利用の方針として

- 都市機能を持続させるコンパクトな市街地形成
- 各地域の特性を生かし、多様な産業が調和した土地利用
- 自然環境に配慮した土地利用

と掲げ、本市ではこれらに基づいたまちづくりを推進しております。

■表4-1 地目別土地利用の状況（各年1月1日現在，単位：km<sup>2</sup>）

区 分	平成 31 (2019)年	令和 2 (2020)年	令和 3 (2021)年	令和 4 (2022)年	令和 5(2023)年	
					面積	構成比[%]
総面積	212.21	212.21	212.21	212.21	212.21	—
宅 地	8.79	8.87	8.91	8.91	8.92	4.20%
田 畑	8.28	8.27	8.17	8.15	8.06	3.80%
山 林	147.69	147.63	147.55	147.47	147.47	69.49%
原野・雑種地	17.5	17.50	17.64	17.71	17.81	8.39%
牧 場	3.43	3.44	3.44	3.45	3.45	1.63%
その他	26.52	26.50	26.50	26.52	26.50	12.49%

## 5 産業

本市の産業別就業者数を見ると、3次産業の割合が圧倒的に多く全体の73.38%を占めています。産業分類別で見ると、医療・福祉が15.71%と最も高く、次いで卸売業・小売業が15.57%となっています。

■表5-1 産業別就業者数（令和2(2020)年）

区 分		人数 [人]	構成比 [%]
総 数		20,102	100.00
1次産業	農業	165	0.82
	林業	6	0.03
	漁業・水産養殖	85	0.42
	計	256	1.27
2次産業	鉱業	2	0.01
	建設業	2,439	12.13
	製造業	2,505	12.46
	計	4,946	24.60
3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	102	0.51
	情報通信業	110	0.55
	運輸業, 郵便業	1,095	5.44
	卸売業, 小売業	3,129	15.57
	金融業, 保険業	285	1.42
	不動産業, 物品賃貸業	265	1.32
	学術研究、専門・技術サービス業	378	1.88
	宿泊業、飲食サービス業	1,682	8.37
	生活関連サービス業、娯楽業	696	3.46
	教育、学習支援業	963	4.79
	医療、福祉	3,158	15.71
	複合サービス業	178	0.89
	サービス業（他に分類されないもの）	1,591	7.91
	公務（他に分類されるものを除く）	1,118	5.56
計	14,750	73.38	
分類不能		150	0.75

## 6 上下水道

### (1) 水道

本市の上水道事業は戦後に始まり、人口増加や産業の発達により、水需要が増加したことから拡張工事が進められました。近年は地震などの有事の際でもライフラインを確保できるよう、管路や浄水場・配水池の整備を図っています。令和4年度末で普及率98.66%、年間給水量3,618,418<sup>m</sup>3となっています。

■表6-1 上水道給水量の状況（令和5(2023)年3月31日現在）

行政区域内人口 (A)	給水人口(B)	普及率[%] (B/A)	給水量 [m <sup>3</sup> ]		
			給水量	1日平均	1人1日平均
44,820	44,686	98.66	3,618,418	12,003	0.268

※（資料：都市整備部）

### (2) 簡易水道

本市の簡易水道事業は、昭和22(1947)年度から昭和56(1981)年度にかけて、営農用水として飲・雑用水の整備を実施してきました。その後、給水人口が100人を超えることから、水道法に定める簡易水道事業への移行に向けて、平成6(1994)年度から平成9(1997)年度までの4年間に、道営事業として施設整備を行い、平成8(1996)年度に事業認可されました。平成10(1998)年4月1日から供用開始されましたが、地方財政法の規定により、平成11(1999)年度「登別市簡易水道事業特別会計」を設置、その後、平成31(2019)年4月1日から、地方公営企業法を適用し、事業運営を行っています。令和4(2022)年度末の用途別給水戸数及び給水量は次のとおりです。

■表6-2 簡易水道の用途別給水戸数及び給水量（令和5(2023)年3月31日現在）

用途	給水戸数(戸)	給水量(m <sup>3</sup> )
家事用	50	6,866
営農用	12	19,408
併用	25	20,363
事業用	31	26,287
合計	118	72,924

※（資料：都市整備部）

### (3) 下水道

本市の下水道事業は昭和 56(1981)年度に事業認可を受け事業に着手し、その後平成 2(1990)年度の若山浄化センターの運転開始とともに幌別地区の一部から下水道を供用開始しました。地域の特性や経済性の観点から、区域を下水道による集合処理区域と合併処理浄化槽による個別処理区域に分け整備することとしています。

令和 4(2022)年度の整備状況については污水管渠の新設 0m、改築 230m、雨水管渠の新設 43m、合併処理浄化槽を 2 基新設したところであり、整備済管渠延長が約 269 km、下水道処理人口普及率は 96.0 %となり、下水道及び合併処理浄化槽の整備普及の促進に努めました。

■表 6 - 3 公共下水道整備事業 (令和 5(2023)年 3 月 31 日現在)

項 目		単 位	実 績
行政区域内人口	A	人	44,820
供用開始人口	B	人	43,041
普 及 率	$B/A$	%	96.0
水 洗 化 人 口	C	人	37,504
水 洗 化 率	$C/B$	%	87.1
供用開始面積		ha	1,128.6

※ (資料：都市整備部)

## 第2章 登別市環境基本計画の概要

### 1 計画の目的

「登別市環境基本計画 第3期基本計画」は、「登別市環境基本条例」（平成12年3月制定）に掲げられた基本理念や施策の基本方針に則り、環境に関する広範な施策を、市民・事業者とともに総合的・計画的に推進することを目的としています。

### 2 計画の位置づけと期間

環境基本計画は、今後のまちづくりにおいて、人と自然が共生できる健全で豊かな環境を保全するとともに、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指す上で最も基本となる計画で、登別市総合計画を環境の面から推進し、本市の環境に関連する個別計画・事業等の基本的な方向性を示すものです。

令和4年3月に第3期環境基本計画を策定し、計画期間は令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間としています。

### 3 施策の体系とSDGs

登別市では、登別市総合計画等に基づき、将来にわたって安全で安心して住み続けることができるよう、持続可能なまちづくりを推進しており、総合計画等に掲げる施策や事務事業の多くが「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念に沿ったものとなっています。

第3期環境基本計画においても、21世紀半ばでの達成を想定した4つの長期目標、5つの推進項目（中期的な目標）として設定し、環境保全等に係る目標達成へ向けて、SDGsとの関連性を示すことで改めて理念を共有し、さらなる取組の推進につなげていきます。

#### （1）4つの長期目標

人と自然とが共生する豊かな環境の実現

心の豊かさが感じられる生活空間の実現

環境への負荷の少ない循環型社会の実現

公害のない健康で安全な社会の実現

#### （2）5つの推進項目と基本目標

推進項目	基本目標
地球環境にやさしいまちづくりの推進【地球温暖化分野】	地球温暖化対策の推進
	省資源・省エネルギー対策の推進
	再生可能エネルギーの導入の推進
持続可能な循環型社会の推進【廃棄物分野】	廃棄物の減量
	循環型社会の形成

人と自然が共生する まちづくりの推進 【自然環境分野】	優れた自然の保全
	森林の保全
	多様な野生生物の生育・生息環境の保全
	自然とのふれあいの場の整備
安全・安心・快適な まちづくりへの推進 【生活環境分野】	きれいで住み良いまちづくりの推進
	さわやかで静かな環境の確保（騒音・振動・悪臭・大気汚染・土壌汚染）
	水質環境の保全対策の推進（水質汚濁）
	温泉資源の保全
環境教育・環境保全活動の推進 【環境学習分野】	次代を担う子ども達に対する環境教育の推進
	環境保全等に係る生涯学習の推進

### (3) 推進項目とSDGsとの関係

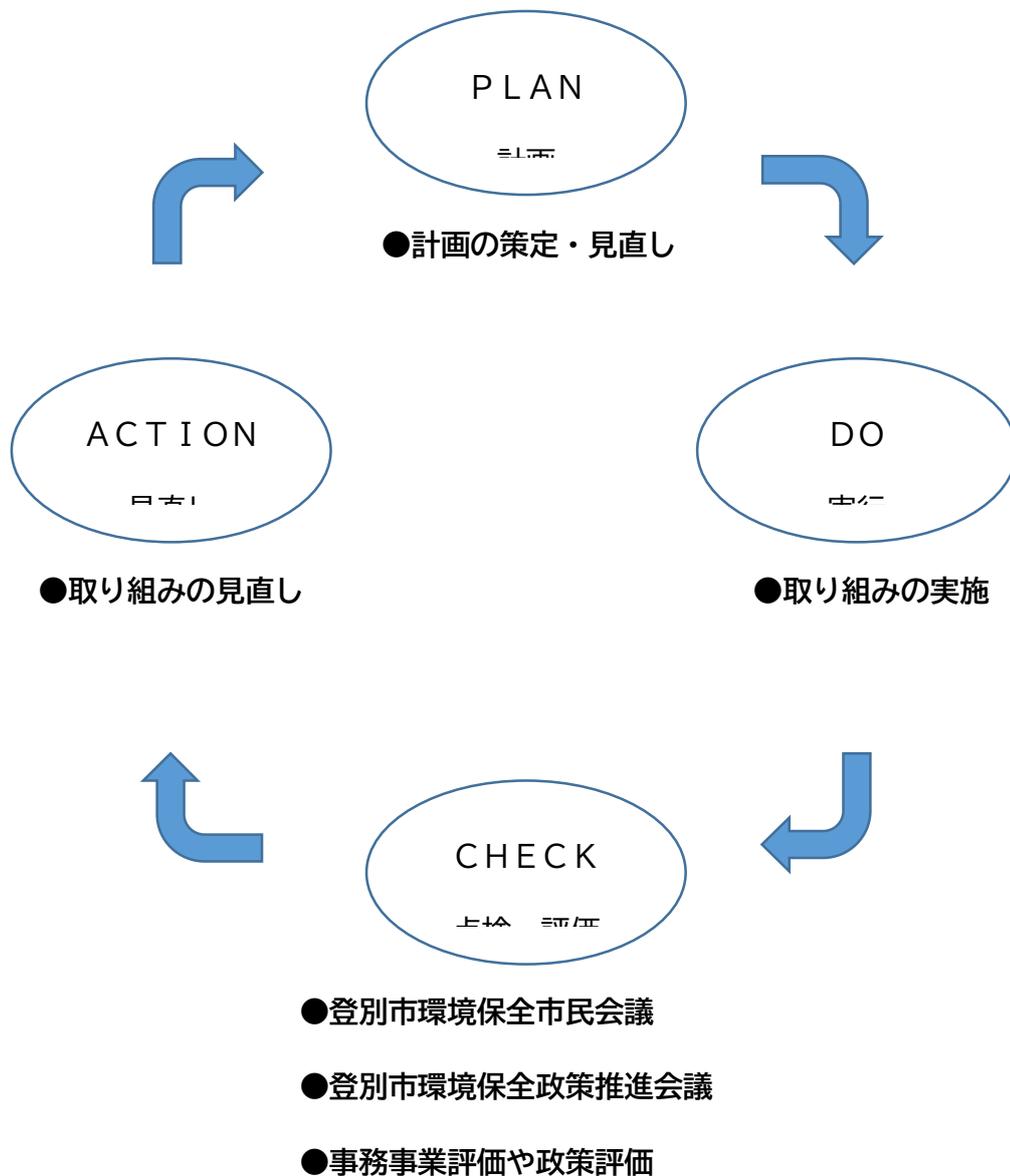
推進項目	関係するSDGs（代表的なもの）			
【地球温暖化分野】				
【廃棄物分野】				
【自然環境分野】				
【生活環境分野】				
【環境学習分野】				

#### 4 計画の進行管理

環境基本計画を実効性のあるものとし、確実に推進するために前年度の取組状況をまとめた年次報告書を環境白書として作成し、「登別市環境保全市民会議」や市民・事業者等の意見を反映させながら推進しています。

また、事務事業評価や政策評価と連動しながら適切に進行管理を行っています。

#### 進行管理フローチャート



## 第3章 環境の状況と目標達成に向けた施策の実施状況

### 1 地球環境にやさしいまちづくりの推進

#### (1) 地球温暖化対策の推進

##### ア 登別市温暖化対策実行計画（区域施策編）

本市は、国の目標に従い、地域特性に応じた温暖化対策を総合的・効果的に推進するため、温室効果ガス削減量を令和2(2020)年度に平成17(2005)年度比で3.8%減とした後、目標年である令和12(2030)年度における削減目標を、基準年である平成25(2013)年比で26.0%削減する(自然減による減少分を含む)ことを目標数値とした「登別市温暖化対策実行計画(区域施策編)」を平成29(2017)年1月に策定し、「再生可能エネルギー利用の促進」「省エネルギーの促進」「面的対策」「循環型社会の形成」の4つを温暖化対策の体系として定め、市民、事業者、行政が協力と連携により取り組むこととしました。

令和2(2020)年度における各部門別二酸化炭素排出量と、基準年度(平成25(2013)年度)及び目標年度(令和12(2030)年度)の将来推計値を表7-1に示しました。

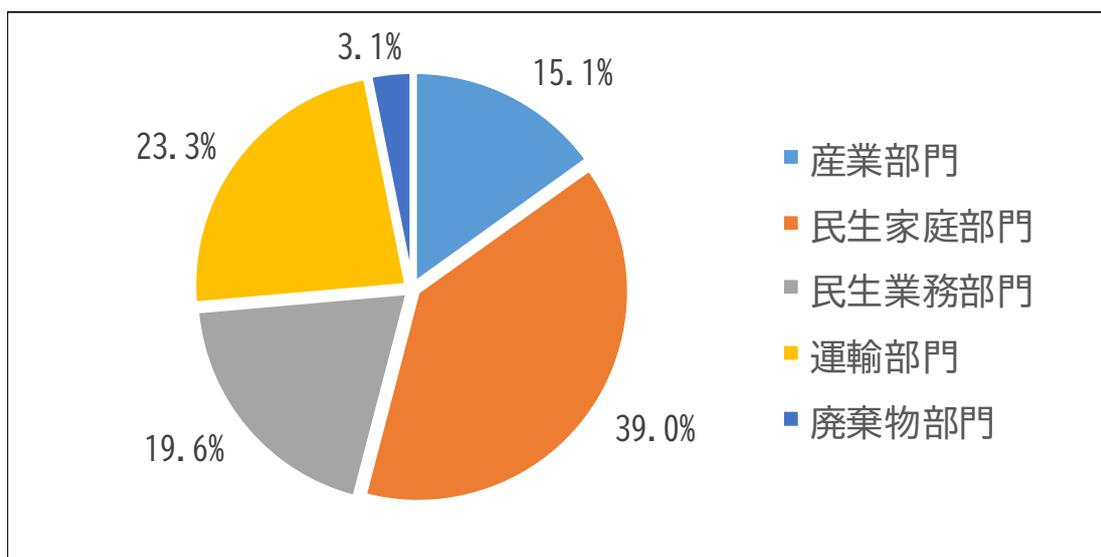
※当該年度の地域全体の二酸化炭素排出量は、2年後に各所管省庁が公表するデータに基づき算出しているため、実績は令和4(2021)年度末時点において把握している令和2(2020)年度のデータを元に算出しています。

■表7-1 部門別二酸化炭素排出量の状況(単位:t、二酸化炭素換算)

区分	基準年 平成25 (2013)年度	目標年 令和12 (2030)年度	実績 令和2 (2020)年度
産業部門	54,054	40,000	42,882
民生家庭部門	139,508	103,236	108,855
民生業務部門	88,099	65,193	54,615
運輸部門	80,992	59,934	65,553
廃棄物部門	6,753	4,997	7,775
計 (削減率※対基準年度比)	369,406 (-)	273,360 (△26%)	279,680 (△24%)

※(資料:市民生活部)

※本計画で定めた目標値は「総排出量が基準年平成25(2013)年比で26.0%削減」とするものであり、上記目標年令和12(2030)年度における各部門の排出量は各部門が均一に削減された場合の参考値です。



■図7-1 部門別二酸化炭素排出量の状況（令和2（2020）年度実績）

#### イ 登別市温暖化対策実行計画（事務事業編）

本市では、平成12(2000)年度に「登別市温暖化対策推進実行計画」、2005（平成17）年度に「第2期登別市温暖化対策実行計画」を策定し、本市のすべての事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を削減するための取り組みを実施してきました。

第2期計画では、その後、平成25(2013)年度以降の策定にあたっては、東日本大震災の発生により、国の地球温暖化対策計画において新たな基準年度、実施期間、削減目標値などの方針が示されなかったことから、国の新たな計画が示されるまでの暫定的な方針として「平成25年度以降の登別市の事務・事業における温暖化対策の方針」を策定し、進行管理を行っていました。

一方、国において平成27(2015)年にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）受け、「地球温暖化対策計画」を平成28(2016)年5月に閣議決定されましたので、これに基づき、本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを削減するための措置について新たに定めた「登別市温暖化対策実行計画（事務事業編）（計画期間：2017～2021年度）」を策定し取り組みを推進してきました。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の5年ぶりの改訂が行われ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されています。

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）の改訂も行われ、温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、

再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

また、北海道においても国の方針と同様、事務・事業における温室効果ガスの排出量を2030年度までに50%削減（2013年度比）する目標を掲げています。

このような国内外の様々な情勢を基に、令和4（2022）年7月には、「第2期登別市温暖化対策実行計画（事務事業編）（計画期間：2022～2030年度）」を策定し、新たな目標に向かって取り組みを推進することとしています。

第2期計画では、基準年度（平成25（2013）年度）から目標年度（令和12（2030）年度）までに温室効果ガス排出量を、基準年度比で約50%削減するという目標としていますが、令和4年度の温室効果ガス排出量の基準値（平成25（2013）年度）と実績値（令和4（2022）年度）について、表7-2及び表7-3に示すとおりとなりました。

■表7-2 令和4（2022）年度項目別温室効果ガス排出量（単位：t、二酸化炭素換算）

項目・区分	基準値 H25(2013) 年度	目標値 R12(2030) 年度	実績値 R4(2022) 年度	
燃料の使用	2,359	2,245	2,264	
電気の使用	3,704	1,640	2,485	
公用車の使用	248	125	156	
用紙類の使用	30	15	28	
一般廃棄物 等の処理	焼却	9,573	3,949	7,713
	燃料・電気	3,911	1,920	3,064
下水等の 処理	処理	255	244	241
	燃料・電気	2,696	1,250	1,640
計 (削減率(対基準年度比))	22,776 (-)	11,388 (△50.0%)	17,591 (△22.8%)	

※（資料：市民生活部）

■表7-3 令和4(2022)年度項目別温室効果ガス排出量の算定に用いた活動量データ

項目		単位	基準年度 H25(2013) 年度	目標年度 R12(2030) 年度	実績値 R4(2022) 年度	
燃料	灯油	ℓ	652,332	606,509	619,567	
	A重油	ℓ	179,000	151,680	66,000	
	液化石油ガス	kg	83,398	107,872	180,677	
電 気		kWh	5,463,197	4,651,978	5,094,842	
公用車	燃料	ガソリン	ℓ	68,999	31,385	40,604
		軽油	ℓ	31,364	19,094	21,805
	走行量	ガソリン車	km	760,127	279,266	634,617
		ディーゼル車	km	80,578	33,423	65,804
	HFC封入カーエアコン		台	91	108	100
用紙類の購入枚数		枚	15,387,537	7,708,145	13,896,825	
一般廃棄物等の処理	一般廃棄物焼却量		t	21,610	13,404	19,906
	うち廃プラスチック類の焼却量		t	2,983	1,078	2,322
	下水道汚泥等の焼却量		t	2,953	2,284	2,942
	電気		kWh	5,465,821	4,123,164	5,209,034
	A重油		ℓ	70,000	54,900	71,000
	液化石油ガス		kg	174	62	97
	灯油		L	5,470	4,145	4,569
下水等の処理	下水処理量		m <sup>3</sup>	3,665,710	3,496,820	3,462,892
	電気		kWh	3,953,766	2,960,587	2,978,093
	液化石油ガス		kg	40	2	50
	灯油		L	5,865	1,553	2,053

※(資料:市民生活部)

## ウ 「COOL CHOICE」運動に関連した普及啓発の取組

「COOL CHOICE」は、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のため、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

本市は、平成 29（2017）年 12 月、この取組に賛同し、市広報紙や市公式ウェブサイトなどを通じて、市民に対し普及啓発を行っております。

市広報紙では、「チャレンジゼロカーボン」と題して、日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを整理した「ゼロカーボンアクション30」などの取組を継続して紹介しています。





ひとりひとりができること  
**ゼロカーボン  
アクション30**




脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。  
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！

<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; text-align: center;"><b>エネルギーを節約・転換しよう！</b></div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 再エネ電気への切り替え</li> <li>2 クールビズ・ウォームビズ</li> <li>3 節電</li> <li>4 節水</li> <li>5 省エネ家電の導入</li> <li>6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう</li> <li>7 消費エネルギーの見える化</li> </ol>	<div style="background-color: #ffe0b2; padding: 5px; text-align: center;"><b>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！</b></div> <ol style="list-style-type: none"> <li>8 太陽光パネルの設置</li> <li>9 ZEH（ゼッチ）</li> <li>10 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム</li> <li>11 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置</li> <li>12 暮らしに木を取り入れる</li> <li>13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択</li> <li>14 働き方の工夫</li> </ol>	<div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center;"><b>CO2 の少ない交通手段を選ぼう！</b></div> <ol style="list-style-type: none"> <li>15 スマートムーブ</li> <li>16 ゼロカーボン・ドライブ</li> </ol>	<div style="background-color: #f8bbd0; padding: 5px; text-align: center;"><b>食ロスをなくそう！</b></div> <ol style="list-style-type: none"> <li>17 食事を食べ残さない</li> <li>18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫</li> <li>19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活</li> <li>20 自宅でコンポスト</li> </ol>
<div style="background-color: #ffe0b2; padding: 5px; text-align: center;"><b>環境保全活動に積極的に参加しよう！</b></div> <ol style="list-style-type: none"> <li>30 植林やゴミ拾い等の活動</li> </ol>	<div style="background-color: #e0b0ff; padding: 5px; text-align: center;"><b>CO2 の少ない製品・サービス等を選ぼう！</b></div> <ol style="list-style-type: none"> <li>26 脱炭素型の製品・サービスの選択</li> <li>28 個人のESG投資</li> </ol>	<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; text-align: center;"><b>3R（リデュース、リユース、リサイクル）</b></div> <ol style="list-style-type: none"> <li>24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う</li> <li>25 修理や修繕をする</li> <li>26 フリマ・シェアリング</li> <li>27 ゴミの分別処理</li> </ol>	<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; text-align: center;"><b>サステナブルなファッションを！</b></div> <ol style="list-style-type: none"> <li>21 今持っている服を長く大切に着る</li> <li>22 長く着られる服をじっくり選ぶ</li> <li>23 環境に配慮した服を選ぶ</li> </ol>

■図7-2 ゼロカーボンアクション30の取組

※（資料：市民生活部）

## エ 電気自動車急速充電器等の設置及び公用車の電気自動車の導入

本市は、経済産業省の平成 24(2012)年度補正予算「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」及び北海道の「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」に賛同し、電気自動車の急速充電器の空白地帯である本市を周辺観光地への回遊の拠点とすべく、市内外の電気自動車所有者の来訪を促すため、電気自動車急速充電器 1 基を市役所本庁舎に設置しました。

電気自動車急速充電器については、平成 27(2015)年 2 月 2 日より試験的な運用を開始し、平成 27(2015)年 4 月 1 日より正式に供用を開始しています。

また、併せて、地球温暖化対策及び脱炭素社会の実現を目指すため、電気自動車を 2 台保有し、電気自動車の普及啓発に努めています。

■表 7-4 電気自動車急速充電器等及び電気自動車導入状況

区 分		導入場所
充 電 器	電気自動車急速充電器	市役所本庁正面玄関横 (1 基)
	電気自動車普通充電器	クリンクルセンター裏玄関 (1 基) 市役所本庁舎車庫内 (1 基)
電気自動車	日産リーフ	クリンクルセンター庁用車 (1 台)
	日産 e-NV200 ワゴン	市役所庁用車 (1 台)

■表 7-5 急速充電器利用件数の推移 (単位: 件)

	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022) 年度
急速充電器	978	1,059	932	788



※電気自動車 (日産リーフ)  
(資料: 市民生活部)



※電気自動車 (日産 e-NV200 ワゴン)  
(資料: 総務部)

### オ アイドリング・ストップの啓発

アイドリング・ストップは、大気汚染の改善、騒音の低減及び地球温暖化の防止だけでなく、燃料の節約につながることから、市は率先して、公用車のアイドリング・ストップを実践するとともに、庁舎駐車場内に啓発用看板を設置して普及啓発を図っています。

## キ 環境講演会の実施

市民や事業者等への環境保全に関する普及・啓発を目的に、毎年度、環境講演会を実施しています。

令和3(2021)年度も令和2(2020)年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

■表7-6 環境講演会実施状況

年 度	テ ー マ	講 師 (所 属)
平成 30(2018)	外来生物ってなあに？～人間の活動が引き起こす環境破壊～	加藤 康大 氏 (NPO 法人いきものいんく)
令和元(2019)	”笑エネ”とは？～我慢の”省エネ”よりお得で楽しい”笑エネ”を～	はら みづほ 氏 (エコライフ研究家)
	個人が主役になる！～これからの環境への取り組み～	佐野 湧樹 氏 (室蘭工業大学3年) 石川 伸一 氏 (登別市環境保全市民会議)
令和 2(2020)	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
令和 3(2021)	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
令和 4(2022)	SDGs と環境保全～地球環境を守るために私たちができること～	高橋 優介 氏 (ワークショップデザイン describe with)

※ (資料：市民生活部)

## ク 環境（エコ）をテーマにした作品の募集及び展示会の実施

登別市民の環境保全意識の高揚を目的に、これまで環境ポスターの募集とポスター展を開催していましたが、平成 30（2018）年度をもって終了し、令和元（2019）年度からは新たな取り組みとして「リサイクル、節水・節電、不法投棄、地球温暖化」などをテーマとした絵はがき、写真、俳句、標語などの作品募集事業を開始しました。

令和 4（2022）年度は、計 27 点の作品の応募があり、登別市環境保全市民会議委員により選考を行いました。

また、応募のあった作品は、クリンクルセンター及び登別中央ショッピングセンターアークにて展示を行いました。

### ■入賞作品

#### 【子どもの部】

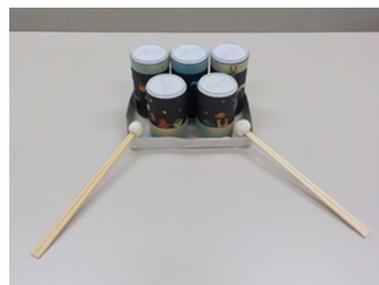
金賞 小玉 桃也 様



銀賞 中塚 優結 様



銅賞 三戸 陽太 様



#### 【大人の部】

金賞 小林 聖子 様



銀賞 菅野 尚人 様



銅賞 東村 壮 様



※（資料：市民生活部）

## （2）省資源・省エネルギー対策の推進

### ア グリーン購入法に基づく環境物品等の調達方針

平成 12（2000）年度に制定された、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第 10 条第 1 項の規定に基づき、毎年度環境物品等の調達方針において目標値を定めており、令和 4（2022）年度不在庫や適合する製品がないなどの理由により、未達成の品目がありますが、概ね達成することができました。

■表7-7 令和4(2022)年度環境配慮製品調達実績調査表

分野	品目	目標値	単位	総調達量	環境配慮 製品調達量	実績値
1 紙類	コピー用紙	100%	枚	8,970,006	8,747,482	97.5%
	印刷用紙(塗工)	95%	枚	107,270	106,850	99.6%
	印刷用紙(塗工なし)	95%	枚	53,313	4,850	9.1%
	フォーム用紙	100%	枚	126,227	126,227	100%
	トイレトーパー	100%	個	25,812	25,812	100%
	納入印刷物	95%	枚	3,776,273	414,271	11.0%
2 文具類	フラットファイル	100%	冊	3,811	3,811	100%
	パイプ式ファイル	100%	冊	213	213	100%
	ノート	100%	冊	368	368	100%
	鉛筆	100%	本	1,158	1,158	100%
	シャープペンシル	100%	本	85	85	100%
	シャープペンシル替芯	100%	個	29	29	100%
	ボールペン	100%	本	1,075	1,075	100%
	マーキングペン	100%	本	1,314	1,304	99.2%
	スタンプ台	100%	個	13	13	100%
	朱肉	100%	個	15	14	93.3%
	消しゴム	100%	個	244	244	100%
	のり	100%	個	1,081	1,066	98.6%
	附箋	100%	個	3,173	3,173	100%
	インデックス	100%	個	431	406	94.2%
	タックラベル	100%	個	770	770	100%
	事務用修正具(テープ)	100%	個	225	225	100%
	事務用修正具(液状)	100%	個	12	12	100%
	クラフトテープ	100%	個	173	173	100%
	定規(プラスチック製)	100%	個	19	15	78.2%
	トレー(プラスチック製)	100%	個	19	19	100%
	OAクリーナー	100%	個	24	24	100%
	OHPフィルム	100%	個	1,400	1,400	100%
	テープ印字機等用カセット	100%	個	252	151	59.9%
LED照明器具	90%	台	13	7	53.8%	
蛍光管(直管形:40型蛍光ランプ)	90%	本	847	847	100%	

## イ 町内会等の防犯灯のLED化

本市では、節電対策及びCO<sub>2</sub>排出削減に伴う地球温暖化防止対策を推進するため、省エネルギー型防犯灯への移行を推奨しており、町内会・町会・自治会が管理している防犯灯が省エネルギー型防犯灯に切り替わるよう、設置工事費の一部を補助し普及促進に努めています。

令和5（2023）年3月31日現在で市内に設置されている防犯灯は4,416基あり、うち4,010基が省エネルギー型防犯灯（LED（Light Emitting Diode）電灯等）で、前年より153基の増加となりました。

水銀灯などこれまでの防犯灯に比べ、消費電力量が少なく耐用年数が長いことから、町内会等の協力により、年々、省エネルギー型防犯灯への切り替えが進んでいます。

令和4年度までに省エネルギー型防犯灯に切り替えたことによる節電の効果を金額に換算すると、年間約11,207千円\*<sup>3</sup>の削減に繋がっています。

■表7-8 町内会防犯灯設置基数の推移（単位：基）

区 分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
省エネルギー型防犯灯* <sup>1</sup>	3,528	3,857	4,010
省エネルギー型灯以外* <sup>2</sup>	891	567	406
合 計	4,419	4,424	4,416

\*1 省エネルギー型防犯灯：LED型電灯、エバーライト型電灯

\*2 省エネルギー型灯以外：ナトリウム灯、水銀灯、蛍光灯など

\*3 北海道電力の定額電灯（令和5年5月時点料金）と仮定し算出

※（資料：市民生活部）



防犯灯（LED灯）



防犯灯（水銀灯）

### (3) 再生可能エネルギーの導入の推進

#### ア 太陽光発電

平成 24 (2012) 年 7 月に始まった再生可能エネルギー固定価格買取制度以降、本市内では、民間企業によるメガソーラーの設置が進んでいるほか、一部公共施設にも太陽光発電設備を設置し、化石燃料の使用量削減と CO<sub>2</sub>の排出削減に努めるとともに、停電時には発電した電力を施設内で利用できるよう整備しています。

■表 7-9 太陽光発電設備（公共施設）の設置（令和 5(2023)年 3 月 31 日現在）

設置施設	設置所在地	最大出力 [kW]	年間発電実績 [kWh]	稼働開始
登別市 総合福祉センター	片倉町 6-9-1	30	31,917	平成 28(2016)年 2 月
鷺別小学校（学習用）	鷺別町 4-36-21	7.92	8,883	平成 29(2017)年 4 月



登別市総合福祉センター  
片倉町 6-9-1



鷺別小学校（学習用）  
鷺別町 4-36-21

※（資料：観光経済部、教育部）

■表 7-10 太陽光発電設備（メガソーラー）の設置例（令和 5(2023)年 3 月 31 日現在）

民間企業名	設置所在地	最大出力 [kW]	年間発電見込 [kWh]	稼働開始
(株)大林ソーラーパワー	札内町 39-1 ほか	2,100	2,022,000	平成 25(2013)年 10 月
伯東(株)	登別東町 3-20-1 ほか	2,000	2,290,000	平成 26(2014)年 1 月
北海道曹達(株)	千歳町 2-12	1,000	1,100,000	平成 26(2014)年 2 月

(株)日弘ヒーティング	登別東町 5-58-1 ほか	1,007	1,309,000	平成 26(2014)年 6 月
(株)シメス	中登別町 171-1 ほか	2,822	3,053,000	平成 26(2014)年 11 月
(株)ニューデジタルケー ブル	札内町 324	1,508	2,360,000	平成 28(2016)年 11 月
(株)GP エナジー 6	上登別町 42-13 ほか	2,065	2,350,000	平成 29(2017)年 8 月
(株)SJ ソーラー北海道 (リニューアブルジャパン(株) )	上登別町 42-1	22,000	24,000,000	令和元(2019)年 11 月
合同会社URS 15号	富岸町 3-1	2,273	-	平成 31(2019)年 4 月
ユニバーjee32 合同会 社	上登別町 42-194	1,823	-	令和 4(2022)年 1 月



(株)大林クリーン  
エナジー  
札内町 39-1 ほか



伯東(株)  
登別東町 3-20-1 ほか



北海道曹達(株)  
千歳町 2-12



(株)日弘ヒーティング  
登別東町 5-58-1 ほか



(株)シメス  
中登別町 171-1 ほか  
※ (資料: 観光経済部)



(株)ニューデジタルケーブル  
札内町 324



(株)GP エナジー 6  
上登別町 42-13 ほか

## イ 太陽熱利用

太陽熱集熱パネルを利用して加温した水を貯湯槽に蓄えたのち、既存ボイラーで加熱し給湯及び暖房等に使用しています。

■表7-11 太陽熱の利用

導入施設名	
登別市総合福祉センター（片倉町6-9-1）	 <p>太陽熱を利用した給湯システム</p>

※（資料：観光経済部）

## ウ 温泉熱利用

本市は、登別温泉やカルルス温泉など、豊かな温泉資源を有しており、これらの温泉熱は本市が持つ特徴的な地域エネルギーです。

登別温泉のホテルなどでは、源泉や温泉排湯からヒートポンプや熱交換器を用いて熱を取り出し、給湯や暖房、融雪用の熱源として使用することにより、化石燃料の使用量削減とCO<sub>2</sub>の排出削減に努めています。

■表7-12 ヒートポンプの利用

導入施設名	利用内容
登別グランドホテル 登別温泉町 154 TEL 0143-84-2101	源泉や温泉排湯から熱を取り出し、施設内の給湯や暖房に利用しているほか、夏期には敷地内の湧水から冷熱を取り出し、施設内の冷房に利用しています。
ホテルまほろば 登別温泉町 65 TEL 0143-84-2211	温泉排湯等から熱を取り出し、施設内の給湯や暖房に利用しており、また、排湯熱を融雪に利用しています。この設備は企業の省エネ化を支援する「ESCO（エスコ）事業」を利用して導入されました。
夢元さざり湯 登別温泉町 60 TEL 0143-84-2050	浴槽からあふれ出た排湯から熱を取り出し、施設内の給湯に利用しています。

※（資料：観光経済部）

■表7-13 熱交換器の利用

導入施設名	
第一滝本館 登別温泉町 55 TEL 0143-84-2111	登別石水亭 登別温泉町 203 TEL 0143-84-2255
ホテルゆもと登別 登別温泉町 29 TEL 0143-84-2277	登別温泉郷 滝乃家 登別温泉町 162 TEL 0143-84-2222
玉乃湯 登別温泉町 31 TEL 0143-84-3333	ビーチパークトイレ 登別東町 1 丁目 22 (登別マリンパーク駐車場)

※ (資料：観光経済部)

■表7-14 空気吹き出し式融雪システムの利用

導入施設名	利用内容
株式会社アール・アンド・イー (登別温泉町 114-1) TEL 0143-80-2233	<p>温泉排湯で暖まった空気を送風機で路面下に埋設したパイプに送り、路面に敷いた透水性無機舗装材「ドライウェイ」から吹き出して路面の雪を融かしています。この設備は、登別市、株式会社アール・アンド・イー、社団法人登別観光協会（現：一般社団法人登別国際観光コンベンション協会）で構成された登別エコ温泉化プロジェクト協議会が、平成 22(2010)年度に北海道の「一村一炭素落とし事業」の採択を受けて導入されました。</p>  <p>空気吹き出し式融雪システム</p>

※ (資料：観光経済部)

## エ 地中熱利用

ヒートポンプを用いて地中の熱を取り出し、給湯や暖房に利用しているほか、施設排熱と併せて融雪用の熱源として使用することにより、化石燃料の使用量削減とCO<sub>2</sub>の排出削減に努めています。

■表7-15 ヒートポンプの利用

導入施設名	
鬼っ子トイレ (登別温泉 地獄谷展望台入口)	 <p>地中熱から熱を取り出し、給湯、暖房に利用</p>

※(資料:観光経済部)

■表7-16 空気吹き出し式融雪システムの利用

導入施設名	
登別市総合福祉センター (片倉町 6-9-1)	 <p>施設排熱及び地中熱により暖められた空気 で路面の雪を融かしている</p>

※(資料:観光経済部)

## 2 持続可能な循環型社会の推進

### (1) 廃棄物の減量

#### ア ごみの排出量

本市は、ごみの発生・排出抑制、循環的な有効利用及び適正処理を推進することによって、天然資源の消費抑制及び環境負荷低減を目指す「循環型社会」の構築を推進するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責務のもと自主的かつ積極的な行動を推進することを基本方針に、計画期間を平成 27(2015)年度から令和 11 (2029) 年度までとした「登別市一般廃棄物処理基本計画（以下、本計画という。）」を平成 27(2015)年 2 月に改定、その後、高速堆肥化処理施設の廃止や、白老町の全ての一般廃棄物のクリーンセンターでの処理を再開するなど、本市の廃棄物行政を取り巻く環境が変化してきたため、令和 3 年 2 月には、中間目標年次の見直しを行っています。

本計画では、目標年次におけるごみ総排出量は 15,941 t/年とし基準年度の実績から約 20 %減量を目指します。

■表 8-1 ごみ区分別の排出量内訳(単位：t/年)

区 分		平成 25 (2013)年度 【基準年度】	令和 4 (2022)年度 【実績】	令和 11 (2029)年度 【目標年次】
家庭系ごみ	燃やせるごみ	8,685	7,288	6,919
	燃やせないごみ	1,090	743	945
	資源ごみ	985	728	777
	粗大ごみ	58	51	46
	有害ごみ	0	14	0
	合計	10,818	8,824	8,687
事業系ごみ	燃やせるごみ	6,348	6,446	5,512
	燃やせないごみ	583	392	371
	資源ごみ	320	145	213
	有害ごみ	0	7	0
	生ごみ	444	0	0
	合計	7,695	6,990	6,096
ごみ排出量		18,513	15,814	14,783
集団回収量等		1,401	997	1,158
ごみ総排出量		19,914	16,811	15,941

※有害ごみは年間 1t 未満で推移していることから、計画値上ゼロと表記しています。

※(資料：市民生活部)

#### イ し尿・下水汚泥の発生量

本市では、水洗トイレへの改造に関する融資あっせん制度や補助金制度などにより、下水道処理区域内の水洗化率の向上を図っており、し尿は年々減少しています。

■表8-2 し尿及び下水汚泥の発生量

区 分	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度
し 尿 [ kℓ ]	4,362	4,151	3,708	3,545	3,394
下水汚泥 [t]	3,040	2,938	2,919	2,905	2,920

※（資料：市民生活部・都市整備部）

### ウ 家庭系生ごみの減量化

本市の家庭系生ごみは家庭系ごみ全体の重量で、約 4 割を占めており、ごみの減量化を図るためには、生ごみの減量化の取組が必要となります。

生ごみの減量化を図る取組として、市公式ウェブサイトや市広報紙等で生ごみの水切りや生ごみ処理機の活用を促すなど、周知啓発を行っています。

## (2) 循環型社会の形成

### ア リサイクルの取組

ごみの発生抑制と再資源化を図るため、平成 12 年から、資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）及び金属類の分別を行い、再商品化業者等に引き渡しています。

■表8-3 リサイクル処理実績

区 分	単 位	処理実績				
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度
アルミ缶	t	194.00	191.36	183.45	184.05	183.59
スチール缶	t	127.89	114.92	115.57	108.00	97.97
雑びん(無色)	t	181.46	172.13	159.71	139.99	138.48
雑びん(茶色)	t	218.65	220.76	197.74	198.02	188.84
雑びん(その他)	t	100.07	90.63	101.07	80.62	90.73
ペットボトル	t	129.58	120.98	167.98	182.14	176.19
金属類	t	289.13	246.02	280.56	217.58	211.77
たい肥生産量	t	31.71	22.92	-	-	-

※（資料：市民生活部）

※令和元年度をもって高速堆肥化処理施設が廃止となっていることから、令和 2 年度からたい肥の生産は終了しています。

## イ 再生展示品の販売

粗大ごみとして搬入された自転車や家具等の中で、修理をすることで再使用が可能なものについて、市で修理を行い自転車・家具等を安価で希望者に対し提供しています。

なお、登別市、白老町と地域の情報サイト「ジモティー」を運営する「株式会社ジモティー」により、令和3年1月に「リユースに関する協定」を締結しました。この協定の一環として、「再生展示品」をジモティーに掲載し、希望する住民への受け渡しを行っています。

ジモティーを利用することで、市民がクリンクルセンターへ来館することなく再生展示品の閲覧・申し込みを行うことができ、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながらリユース事業を継続することが可能となります。



■表8-4 再生展示品提供数の実績（単位：個）

区分	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
家具類	6	16	23
自転車	31	72	51
計	37	88	74

※（資料：市民生活部）

## ウ 資源回収団体奨励金制度

町内会や子ども会などの各種団体等で、本市に登録し資源回収を実施する団体に対して、回収量に応じて奨励金を支給しております。資源は、古紙（新聞、雑誌、段ボール）、びん類（酒びん、一升びんなど）、金属類などがあります。

■表8-5 資源回収団体奨励金の実績

項目		平成30 (2018)年 度	令和元 (2019)年 度	令和2 (2020)年 度	令和3 (2021)年 度	令和4 (2022)年 度
資源回収 団体 奨励金	実施団体数	87	84	84	84	80
	回収量 [t]	1,211	1,161	1,079	1,050	997
	奨励金 [円]	3,632,736	3,483,153	3,238,284	3,150,973	2,991,852

※（資料：市民生活部）

## エ 使用済小型家電の回収

平成25(2013)年4月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」に伴い、使用済小型家電を回収するため、公共施設に回収ボックスを設置しています。

■表8-6 使用済小型家電の回収概要

対象品目	<p>カーオーディオ、カーナビゲーションシステム、インターホン、ゲーム機、電子辞書、電子手帳、電卓、電話機・FAX機、トランシーバー、CD・DVDプレーヤー、ビデオデッキ、パソコン周辺機器(無線ラン・ルーター・ハブ・モデム)、携帯用(液晶テレビ・電話・ラジオ・音楽プレーヤー、ゲーム機)上記機器の付属配線類、電気カミソリ、電動歯ブラシ、ワープロ、ビデオカメラ、パソコン、パソコンディスプレイ</p> <p>※家電リサイクル法対象のテレビや冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンを除く</p>
回収場所	<p>① パソコン本体とディスプレイ以外の小型家電</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収場所：市役所本庁舎、鷲別支所、登別支所、市民会館 クリンクルセンター正面入口</li> <li>・回収時間：施設の開館時間</li> </ul> <p>② パソコン本体とディスプレイ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収場所：クリンクルセンター正面入口</li> <li>・回収時間：平日(土日、祝日を除く)9時から16時まで</li> </ul>

■表8-7 使用済小型家電の回収実績(令和4(2022)年度)

区分	回収量[kg]	回収場所
ピックアップ回収	79,458	クリンクルセンター
ボックス回収	2,520	市役所本庁舎、鷲別支所、登別支所、登別温泉支所 市民会館
イベント回収	0	リサイクルまつり(中止)、消費生活展(中止)
パソコン回収	6,300	クリンクルセンター
合計	88,278	



小型家電回収ボックス

※ピックアップ回収の実績は、不燃ごみや自己搬入によりクリンクルセンターにごみとして搬入された使用済小型家電の回収量です。

※(資料：市民生活部)

## カ リサイクルまつり

循環型社会の構築を図るため、ごみ減量化やリサイクル意識向上に資するイベントとして、平成13(2001)年度から、リサイクルまつりを実施していますが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止しました。

■表8-8 リサイクルまつり参加人員

年 度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
参加人員[人]	開催なし	開催なし	開催なし

※(資料:市民生活部)

## キ クリクルセンターの一般開放

市では、ごみの減量やリサイクル、その他環境に関する体験の場として、クリクルセンターを一般開放しています。

■表8-9 クリクルセンター施設利用者

年 度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
利用者数[人]	515	1,214	1,339

※(資料:市民生活部)

### 3 人と自然が共生するまちづくりの推進

#### (1) 優れた自然の保全

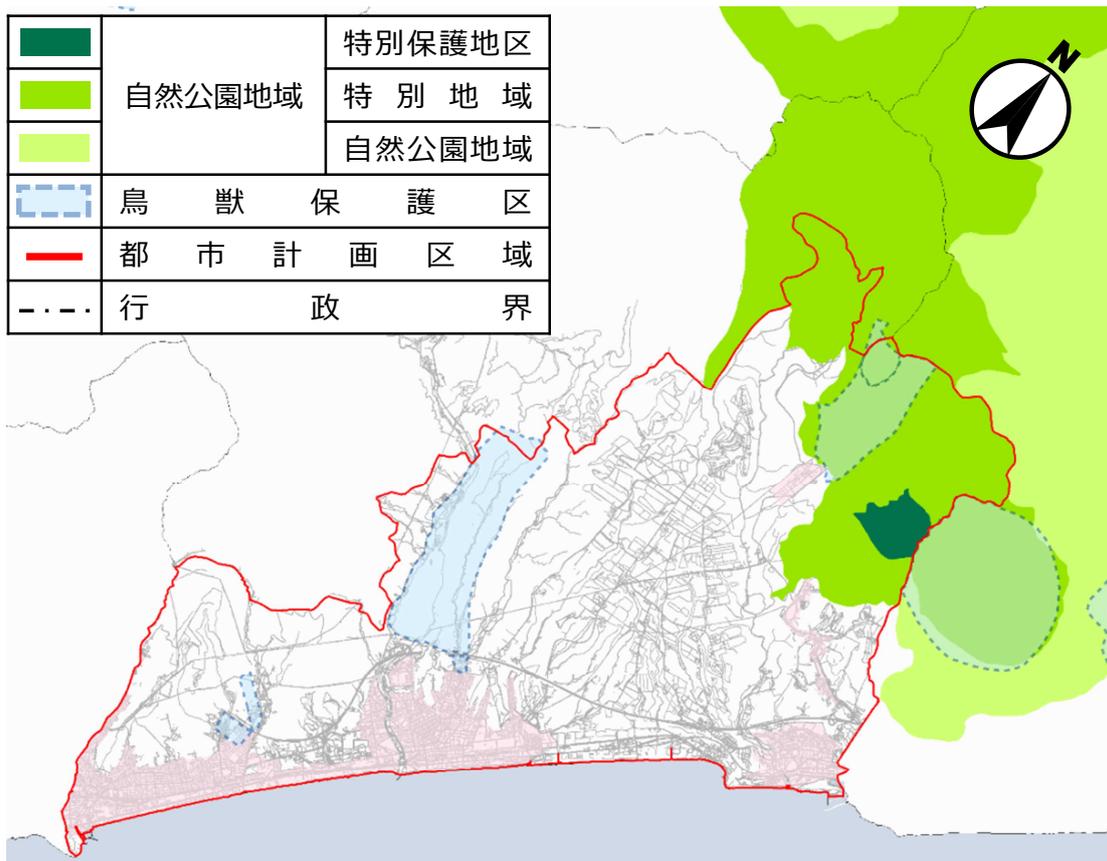
本市は、市域の約73%を森林が占めており、そのうち約67%が国有林、残りの33%が民有林です。山あいには胆振幌別川、鷲別川、登別川など多くの清流があり、その流域はさまざまな野生生物の宝庫となっています。

このような自然形態のある本市は、国指定の支笏洞爺国立公園区域や天然記念物登別原生林をはじめとして、北海道指定の鳥獣保護区や学術自然保護地区、自然景観保護地区などにより自然環境が保全されています。



■図9-1 保安林の状況

※（資料：登別市みどりの基本計画）



■図9-2 自然公園地域・鳥獣保護区の状況  
 ※（資料：登別市みどりの基本計画）

## （2）森林の保全

森林を守り育てることを目的として、平成11年から、植栽や下刈、除間伐などの造林事業に対して補助を行ってきました。造林事業は森林の保全に重要な役割を果たしています。

■表9-1 林業事業実績（単位：ha）

年度	植栽実績値	保育実績値（下刈・間伐等）
平成30(2018)年度	5.66	16.77
令和元(2019)年度	0.32	12.50
令和2(2020)年度	2.76	9.48
令和3(2021)年度	2.76	7.13
令和4(2022)年度	2.34	8.89

※（資料：観光経済部）

※上記植栽及び保育（下刈・間伐等）の実績は年度ごとに差異が生じていますが、登別市森林整備計画により定められている周期に応じ、計画的に実施しています。

### (3) 多様な野生生物の生育・生息環境の保全

本市内には多種多様な動植物が生息しており、その在来野生生物や貴重な野生生物の保護・保全のため、平成16年度に「いきもの調査事業」を実施し、市内に生息しているといわれている動植物のデータを調査・整理しました。

これをもとに、平成21年度から市内の貴重種104種を「登別のめずらしいいきもの」としてウェブサイトで紹介しているとともに、パネルを製作しクリンクルセンター内市民ギャラリーに展示しております。

■表9-2 市内に生息しているといわれている動植物の種数

区 分	哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	昆虫類	魚類	貝類 甲殻類	植物	合計
動植物の種数	22	147	3	3	52	31	8	897	1,163
うち貴重種	1	18	1	0	3	9	3	69	104

※（資料：市民生活部）

### (4) 自然とのふれあいの場の整備

#### ア ネイチャーセンター

本市は、鉾山地区を「人と自然のふれあい拠点の場」として位置づけ、平成14（2002）年4月に宿泊型の自然体験学習施設として、ネイチャーセンター「ふおれすと鉾山」を開設しました。ネイチャーセンターでは、利用者の自然に対する意識の高揚と知識を深めるために、次のとおり事業を展開しています。

■表9-3 ふおれすと鉾山事業実施状況（令和4(2022)年度分）

事 業	事 業 内 容	参加者数
子 ども 向 け 自 然 体 験 事 業	「森のようちえん」や「ながぐつレンジャー」などの定期的 に実施する子ども向け自然体験事業	2,043人
季節に合わせた 自 然 体 験 事 業	「ふおれすと鉾山流里山づくりの日」や「自然観察会」な どの季節に合わせた自然体験事業	56人
講 習 会 及 び 講 座 等 の 事 業	「環境保全フォーラム」や「各種指導者養成講座」などの 自然に関する講習会や講座等	156人
そ の 他 の 事 業	上記以外の事業	49人



ふおれすと鉱山事業（資料：NPO法人 登別自然活動支援組織モモンガくらぶ）  
 ※（資料：教育委員会教育部）

## イ キウシト湿原

貴重な在来種が生息しているキウシト湿原においては、それらを保全するため、湿原の生態系を乱す恐れのある外来種の駆除に努めております。また、キウシト湿原について広く市民に親しんでいただくためのイベント（ホテル観賞会・ミズバショウ観察会等）を行っており、自然環境保護の啓発にも努めております。

■表9-4 キウシト湿原における事業の状況（令和4(2022)年度実施分）

事業内容	実施回数	参加者数
イベント（ミズバショウ観察会等）	2回	98人
小学校の総合学習	3回	147人

※（資料：都市整備部）

## ウ 市街地やその周辺におけるみどりや親水域の確保

市では「登別市みどりの基本計画」に基づき、公園や施設の緑化・整備を計画的に進めるとともに、市民参加による緑化事業の推進や啓発活動に努めています。

■表9-5 都市計画区域内の公園・緑地の状況（令和5(2023)年3月31日現在）

種別・公園名		面積 [ha]	備 考
都市公園等（44箇所）		約 60.0	市民1人あたり 13.4㎡
街区公園（35箇所）		約 8.6	
近隣公園（3箇所）	新川公園	約 1.2	
	若草中央公園	約 0.9	
	富岸公園	約 1.0	
地区公園（1箇所）	岡志別の森運動公園	約 7.0	
総合公園（3箇所）	川上公園	約 9.4	
	登別ビーチパーク	約 7.5	
	亀田記念公園	約 19.5	
都市緑地（2箇所）	らいば公園	約 0.1	
	キウシト湿原	約 4.8	
公共施設緑地		約 141.4	
民間施設緑地		約 145.2	
計		約 346.6	市民1人あたり 77.3㎡

※（資料：都市整備部）

### エ 緑の回廊づくりの推進

人と野生生物が恒久的に共存し続けるため、連なりのある森林を帯状に維持していく取組として、緑の回廊づくりを推進しています。

その中で、多様な環境を有する連続した河畔林づくりの推進を図るため、河畔林を利用した公園や緑地の適正管理や、量的かつ質的に優れた街路樹や並木道づくりの推進を図るため、街路樹の適正管理に努めております。

## 4 安全・安心・快適なまちづくりの推進

### (1) きれいで住み良いまちづくりの推進

#### ア 清掃・美化の推進

身の回りの環境を清潔で美しく保つことは、きれいで住み良いまちづくりの基本であることから、市民や各団体等との協働で清掃等活動を実施しています。

また、道路や公園、空き地の管理者は、これを清潔に保つために管理を徹底する必要がありますが、市民も道路や公園の里親になり、清掃や美化のボランティア活動を行うアダプトプログラムを実施しました。

■表10-1 清掃等活動状況（令和4（2022）年度分）

事業名	事業内容	参加人員
衛生団体連合会 共催の街頭啓発	不法投棄やポイ捨て、ペットのふんの放置防止についての啓発活動	市内大型スーパー3店舗で実施
春・秋の クリーン作戦	登別市連合町内会主催で、年2回実施する、町内会による市内の清掃活動	不燃ごみ回収量：1,940kg
のぼりべつ・クリーン & フレッシュ事業	公共施設を養子、市民や事業者を里親と見立てて行う、公共施設の清掃美化	団体数：46団体 参加者数：717人 活動箇所：63箇所



街頭啓発の様子

※（資料：市民生活部・都市整備部）



クリーン作戦の様子

## イ 不法投棄の防止

本市では、平成16年に「登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例」を制定し、関係機関との連携を密に浄化活動を進めるとともに啓蒙活動を行ってきました。その結果、ポイ捨てやペットのふんの放置は減少傾向にあります。

不法投棄は、減少傾向であり、不法投棄されている物は、家電リサイクル法に該当するテレビ、冷蔵庫やタイヤなどのクリンクルセンターで引き受けられないごみが目立ちます。

■表10-2 不法投棄件数

年 度	不法投棄件数等					
	計	発見の経緯		処 理 方 法		
		通報	巡回	警察通報 (悪質事例)	原因者・ 土地所有者	市回収 (原因者不詳)
平成30(2018)年度	20	10	10	3	3	17
令和元(2019)年度	16	11	5	3	2	14
令和2(2020)年度	14	9	5	1	0	14
令和3(2021)年度	11	7	4	0	0	11
令和4(2022)年度	16	11	5	1	1	15



不法投棄防止のぼり旗・ステッカー  
※ (資料：市民生活部)



不法投棄防止看板

## ウ 安心・安全な生活環境の保全

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の蔓延を未然に防ぎ、畜犬の登録及び狂犬病の予防注射実施状況の管理を行い、公共衛生の向上を図るとともに、市民の安心・安全な生活を確保するため、野犬の掃討、カラスの巣の除去などを行っております。

なお、蜂及び蜂の巣駆除については、平成28（2016）年度から、土地及び建物などの所有者等が自らの責任で行うこととしております。

■表10-3 畜犬の登録、狂犬病の予防注射、野犬の掃討、蜂やカラスの巣の駆除等

区 分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
畜犬登録数	2,147頭	2,110頭	2,069頭
狂犬病の予防注射接種数	1,546頭	1,452頭	1,409頭
野犬捕獲数	2頭	4頭	4頭
小動物死骸処理数	51件	58件	110件
カラスの巣除去数	22件	28件	23件
蜂の巣除去数	6件	5件	13件



迷い犬保護の様子



蜂の巣駆除の様子

※（資料：市民生活部）

## （2）さわやかで静かな環境の確保（騒音・振動・悪臭・大気汚染・土壌汚染）

### ア 自動車騒音に係る状況

地球温暖化問題の深刻化が騒がれる昨今、自動車の環境問題への関わりは、排ガスに含まれる温室効果ガスが注目されがちですが、生活環境という観点からでは、騒音もまた自動車が抱える大きな環境問題の1つです。

自動車騒音の常時監視は、平成24（2012）年度より、市が国からの法定受託事務として行っており、自動車騒音が生活環境に対し、どの程度影響を与えているのかなどを調査し、その結果を国へ報告しています。国はこの結果を踏まえて、環境基準の見直しや自動車騒音

対策を強化するための基礎資料として活用しています。

表10-4で示す令和4(2022)年度に測定した騒音レベルを用いて住居等に与える影響を面的評価した結果、環境基準\*1を超過している戸数は1戸確認されましたが、要請限度\*2を超過した住居等はありませんでした。

■表10-4 自動車騒音レベルに係る面的評価結果一覧(令和4(2022)年度)

路線名	評価区間		区間延長 [km]	車線数	評価結果	
	始点住所	終点住所			環境基準を 超過した戸 数	要請限度を 超過した戸 数
一般国道36号	登別東町2丁目	登別東町2丁目	0.4	4	0	0
一般国道36号	登別東町2丁目	登別港町2丁目	1.6	4	1	0
一般国道36号	幌別町2丁目	栄町3丁目	3.6	4	3	0
一般国道36号	幌別町4丁目	幌別町2丁目	1.2	2	12	0
一般国道36号	栄町3丁目	鷺別町1丁目	3.9	4	8	0
登別停車場線	登別東町2丁目	登別東町2丁目	0.3	4	0	0
倶多楽湖公園線	登別温泉町	中登別町	0.7	2	0	0
倶多楽湖公園線	中登別町	中登別町	0.5	2	0	0

\*1 環境基準 環境基本法において、「人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準」として定められているものであり、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという行政上の政策目標です。

\*2 要請限度 騒音規制法において、要請限度を超える場合、「市町村長は指定区域内における道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」と規定されています。



自動車騒音の測定と測定器

※(資料:市民生活部)

## イ 騒音や振動を発生させる施設

騒音や振動を発生させる特定工場等や特定建設作業に対しては、騒音規制法及び振動規制法、北海道公害防止条例並びに登別市公害防止条例に基づき、規制基準の遵守を義務付けています。

また、施設の設置や変更などに対しても、届出することとしています。

■表10-5 騒音規制法等に基づく届出数（令和5(2023)年3月31日現在）

区分	施設の種類	施設	事業所
騒音規制法	バンディングマシン	3	2
	液圧プレス	1	1
	機械プレス	1	1
	せん断機	3	3
	鑄造機	2	1
	空気圧縮機及び送風機	76	28
	破碎機、摩砕機、ふるい、分級機	7	5
	コンクリートプラント	6	4
	アスファルトプラント	1	1
	合成樹脂用射出成形機	26	1
北海道公害防止条例	空気圧縮機及び送風機	18	6
	破碎機、摩砕機、ふるい、分級機	1	1
	コンクリートプラント	2	2
	アスファルトプラント	3	2
	油圧プレス	0	1
	せん断機	0	1
登別市公害防止条例	旋盤	6	5
	平削盤	2	2
	研摩機（金属加工）	11	9
	帯のこ盤	4	4
	丸のこ盤	4	4
	かな盤	7	4
	万能機	6	6
	研摩機（石材加工）	1	1
	空気圧縮機及び送風機	53	27
	冷凍機	18	4

※（資料：市民生活部）

■表10-6 振動規制法等に基づく届出数（令和5(2023)年3月31日現在）

区分	施設の種類	施設	事業所
振動規制法	液圧プレス	4	4
	機械プレス	2	2
	せん断機	4	4
	鍛造機	2	2
	圧縮機	33	16
	破碎機、摩砕機、ふるい、分級機	8	6
	コンクリートブロックマシン	2	1
	コンクリート柱製造機械	2	1
	合成樹脂用射出成形機	26	1
北海道公害防止条例	機械プレス	2	2
	せん断機	3	4
	鍛造機	1	1
	圧縮機	29	9
	遠心分離機	3	3
	破碎機、摩砕機、ふるい、分級機	4	2
	コンクリートブロックマシン	2	1
	コンクリート柱製造機	6	1
	コンクリートプラント	4	3

※（資料：市民生活部）

■表10-7 騒音及び振動に関する苦情件数

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
件数	騒音	4	1	4	2	1
	振動	0	0	0	2	0

※（資料：市民生活部）

## ウ 悪臭対策

悪臭は人の嗅覚によって感知され、さらには個々の心理状態や健康状態によっても不快感や嫌悪感の度合いが異なります。

また、有臭物質は数十万種以上あるといわれ、人の嗅覚が非常に敏感で微量な臭いも感知

することから、悪臭としての特定が困難な場合があります。

本市では、悪臭防止法や登別市公害防止条例などに基づき、悪臭防止のため必要に応じて注意喚起や指導を行っております。

■表10-8 悪臭苦情件数

区 分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
件 数	10	5	1

※（資料：市民生活部）

また、悪臭の原因となり得る家畜ふん尿等の処理施設に関しては、北海道公害防止条例及び登別市公害防止条例により、届出が義務付けられています。

■表10-9 家畜のふん尿等の処理施設の届出状況（令和5(2023)年3月31日現在）

区 分	施設の種類	規模要件	施設	事業所
北海道 公害防 止条例	飼 料 施 設	化製場等に関する法律第9条第1項の規定により知事が指定する区域にあつては豚50頭以上又は鶏5,000羽以上、指定区域外の区域にあつては豚250頭以上又は鶏10,000羽以上を飼養又は収容する施設に係るものであること。	0	0
	ふん尿施設	同 上	1	1
	鶏 ふ ん 乾 燥 施 設	同 上	2	1
登別市 公害防 止条例	飼 料 施 設	化製場等に関する法律第9条第1項の規定により知事が指定する区域にあつては豚10頭以上50頭未満、鶏1,000羽以上、5,000羽未満、指定区域外の区域にあつては豚50頭以上250頭未満又は鶏2,000羽以上10,000羽未満を飼養又は収容する施設に係るものであること。	1	1
	ふん尿施設	同 上	0	0
	鶏 ふ ん 乾 燥 施 設	同 上	0	0

※（資料：市民生活部）

## エ 大気・土壌環境の保全対策の推進

### ◆ダイオキシン類の対策

ダイオキシン類による環境汚染防止を図るため、国が平成 11（1999）年に制定した「ダイオキシン類対策特別措置法」により環境基準が定められています。

本市も平成 11（1999）年からダイオキシン類の測定分析を行っており、令和 4（2022）年度は、調査地点すべてにおいて基準値以下となりました。

■表 10-10 令和 4(2022)年度ダイオキシン類の測定結果（平均値）

項目	調査地点	結果	基準値	
大 気	幌別東小学校	0.0068 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> (年平均)	
	しんた 2 1	0.0067 pg-TEQ/m <sup>3</sup>		
	幌別中学校	pg-TEQ/m <sup>3</sup>		
土 壌	旧清掃工場	5.4 pg-TEQ/g	1,000 pg-TEQ/g	
	しんた 2 1	0.069 pg-TEQ/g		
排 出 水	管理型処分場	施設放流	0.00021 pg-TEQ/l	10 pg-TEQ/l
		放流河川	0.032 pg-TEQ/l	
	千歳最終処分場	Eコリング孔(No. 1)	0.0043 pg-TEQ/l	
		下流砂防ダム	0.00049 pg-TEQ/l	

※（資料：市民生活部）

クリンクルセンターからの排出ガスについては、平成 12（2000）年のセンター建設時に地元町内会とダイオキシン類の測定に関する協議を行い、市の自主規制値を法律の規制値の 1/10（0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>）に設定しました。

以降、毎年度調査を実施しており、現在まで自主規制値以下で推移しております。

■表 10-11 令和 4(2022)年度クリンクルセンター煙突内でのダイオキシン類測定調査結果

項目	区分	測定日	測定値 [ng-TEQ/m <sup>3</sup> ]
排出ガス	A 炉	令和 4(2022)年 9 月 28 日	0.043
	B 炉	令和 4(2022)年 10 月 26 日	0.00096

※（資料：市民生活部）

### ◆ばい煙・粉じん発生施設の届出

大気汚染の原因となる、ばい煙や粉じんを発生させる施設に対しては、大気汚染防止法、北海道公害防止条例及び登別市公害防止条例に基づき、規制基準の遵守を義務付け、施設の

設置や変更などに対して、届出することとしています。

■表10-12 大気汚染防止法等に基づく届出数（令和5(2023)年3月31日現在）

区 分		施設の種類	施 設	事業所
ばい煙 発生施設	大気汚染 防 止 法	ボイラー	100	57
		溶解炉	1	1
		乾燥炉	3	2
		廃棄物焼却炉	2	1
		溶解槽	1	1
		塩化水素吸収施設・塩化水素反応施設	2	1
		ディーゼル機関	4	2
	北海道公害 防 止 条 例	発電設備	6	3
	登別市公害 防 止 条 例	ボイラー	27	16
		廃棄物焼却炉	1	1
一 般 粉 じ ん 発生施設	大気汚染 防 止 法	鉱物又は土石の堆積場	11	10
		ベルトコンベア	3	3
		破碎機	3	3
	北海道公害 防 止 条 例	原材料等置場	3	3
		ベルトコンベア及びバケットコンベア	29	9
		破碎機及び摩砕機	3	3
		ふるい	6	6
		セメントサイロ及びセメントホッパー	15	5
	登別市公害 防 止 条 例	切削機	1	1
		研磨機	1	1
		プラスト	2	1
		帯のご盤	4	4
		丸のご盤	3	3
		かな盤	4	3
		打綿機	2	2

※（資料：市民生活部）

◆PM2.5（微小粒子状物質）の対応

PM2.5とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5 μm（マイクロメートル）以下のものをいいます。（1 μm=1 mmの1000分の1）

PM2.5は、呼吸器の深部にまで入りやすいことなどから人への健康影響が懸念されてお

り、平成 21（2009）年 9 月に環境基準が設定されました。

本市においては、PM2.5 に関して注意喚起がなされたときは、表 10-13 に示すとおり行動の目安に関する呼びかけを行います。令和 4（2022）年度は、国が示す注意喚起のための暫定的な指針を下回るものであったため、呼びかけは行っていません。

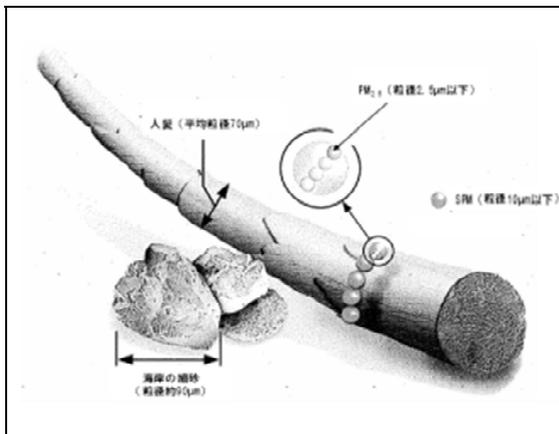
なお、本市は測定局を設置していないため、北海道が全道に発する注意喚起の周知に基づき対応を行っていましたが、より迅速な対応を行うため、令和元（2019）年度より、最も近隣の「測定局を設置している市」である室蘭市において注意喚起が行われる場合、その情報を基に対応を行うこととしました。

■表 10-13 行動の目安

・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすこと
・屋内において換気や窓の開閉を必要最小限にすること
・呼吸器系や循環器系に疾患を抱える方、子どもや高齢者などの高感受性者は、体調に応じてより慎重に行動すること

※（資料：市民生活部）

PM2.5 をはじめとする大気汚染物質濃度の現在の状況については、環境省（大気汚染物質広域監視システム【そらまめ君】）や、都道府県などのホームページで速報値が公表されています。



出典：USEPA 資料



大気汚染物質広域監視システム【そらまめ君】

## オ 放射性物質による環境汚染対策

東日本大震災により、東京電力福島第一原発で起きた事故を受け、市民の安心・安全を図るため、本市は、放射線量測定器（サーバイメーター）を購入し、独自に大気中の放射線量を調査できる体制を整えております。



Na I シンチレーション式サーバイメーター

### (3) 水質環境の保全対策の推進（水質汚濁）

#### ア 河川の水質

日本の河川の一部は、その利用目的などによって、AA～E 類型の 6 種に指定・分類され、その類型によって BOD 値（水質汚濁の最も主要な指標の 1 つ）などに対して環境基準が設定されています。本市の河川はその指定・分類はされていませんが、市では毎年、市内 11 河川の水質を調査しています。

一般的に BOD 値が低い程、綺麗な水質の川であると言われております。

また、登別川については、北海道漁業調整規則の定める区域に指定されています。

■表 10-14 河川の水質調査結果

河川名	調査地点	BOD 測定値[mg/ℓ]		
		令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度
鷺別川	鷺別橋	1.40	4.65	1.9
富岸川	内外橋	0.90	4.25	1.1
ヤンケシ川	新幌別橋	3.80	6.00	17.5
幌別川	来福橋	1.00	4.35	0.7
来馬川	中央橋	1.10	4.30	0.8
岡志別川	岡志別川	1.20	4.95	1.9
サト岡志別川	河口	3.63	2.00	2.3
	新栄町入口	1.13	0.60	0.9
	サト岡志別大橋	1.20	0.70	0.8
	第 1 砂防ダム下	1.43	0.87	0.8
	第 1 砂防ダム上	1.87	0.55	0.6
富浦川	河口	3.40	5.85	3.5
クスリサンベツ川	つつじ橋	3.00	不検出	1.1
	未流	1.90	1.03	1.07
	登別川合流後	1.80	2.65	0.5
伏古別川	河口	1.40	4.20	1.9
登別川	港橋	1.15	0.65	0.7
	排水路合流後	2.05	0.65	0.7
	旧ウライ付近	1.65	0.90	0.7

※（資料：市民生活部）

## イ 水辺空間の保全

河川、湖沼、海岸等における良好な水辺空間の保全、形成の推進に努めるとともに、自然環境と調和した親水空間の整備推進を図るため、公園内における親水空間の適正管理に努めております。

## ウ 水道水源の流域における水質保全対策

水道水源の流域における水質保全対策として、「北海道水資源の保全に関する条例」に基づき、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域が平成 26 年 4 月 1 日に指定され、水資源保全に努めております。

- ・ 登別市来馬川水源地区水資源保全地域
- ・ 登別市登別川水源地区水資源保全地域

## エ クリプトスポリジウム等の病原性微生物に関する調査や対策

クリプトスポリジウム等の病原性微生物に関する調査や対策の推進に努めるため、水道原水水質検査を実施し、適正管理に努めております。

- ・ 上水道原水 2 河川（来馬川、クスリサンベツ川）
- ・ 簡易水道原水 3 河川（サマツキライバ川、札内来馬川、ニシオマベツ川）

## **（４）温泉資源の保全**

本市は、環境大臣から指定された支笏洞爺国立公園の中核に位置し、北海道有数の観光都市であり、自然に恵まれた豊かなカルルス温泉や登別温泉は、特に温泉天国北海道の中でも、湧き出る温泉は湯めぐりが楽しめるほど泉質が豊富であることから、温泉の魅力を提供すべく大小のホテル・旅館が営業しております。

この地球活動がもたらした恩恵を、次世代を担う子どもたちに引き継いでいくためにも、温泉資源を損なうことのないよう取り組んでいます。

## 5 環境教育・環境保全活動の推進

### (1) 次代を担う子ども達に対する環境教育の推進

#### ア 環境学習の推進

小中学校では、人間と環境との関わりについて正しい認識を持ち、自ら責任のある行動をとるための基礎づくりとして、各教科をはじめ、特別活動・道徳・総合的な学習の時間などで環境教育を推進しています。

■表11-1 小中学校の環境教育取組状況（令和4(2022)年度分）（単位：学校数）

事業内容		小学校	中学校
日常学習	自然学習（校区内探索など）	8	3
	緑化活動（校内花壇、地域花壇などの整備）	8	2
	清掃活動（校区内清掃、草刈など）	5	5
	校外学習（公害問題、資源ごみのリサイクルなど）	4	1
	資源回収（新聞・雑誌、空ビン、牛乳パックなど）	4	1
	その他の実践（再生紙利用、節電・節水など）	7	5
	調査・研究（総合的な学習の時間等における身近な視点での環境問題や調査・まとめ）	8	2
	道徳（自然愛と動植物愛護に重点をおいた指導の充実）	8	4

※（資料：教育委員会教育部）

#### イ のぼりべつ子ども環境家計簿

平成20年度から、日頃の生活で二酸化炭素の排出を抑える行動を目指す「のぼりべつ子ども環境家計簿（夏・冬休み版）」を学校の協力を得て取り組んでいます。子どもを中心に家族全員で環境家計簿に取り組むことにより、市民の環境に対する意識の向上が期待できます。

これまでの市内小学生による「子ども環境家計簿」夏・冬休み計27回で延べ33,636人が取り組みに参加し、357,676kgの二酸化炭素を減らすことができました。

表8-2に、過去3カ年の「のぼりべつ子ども環境家計簿」の取組状況を示します。

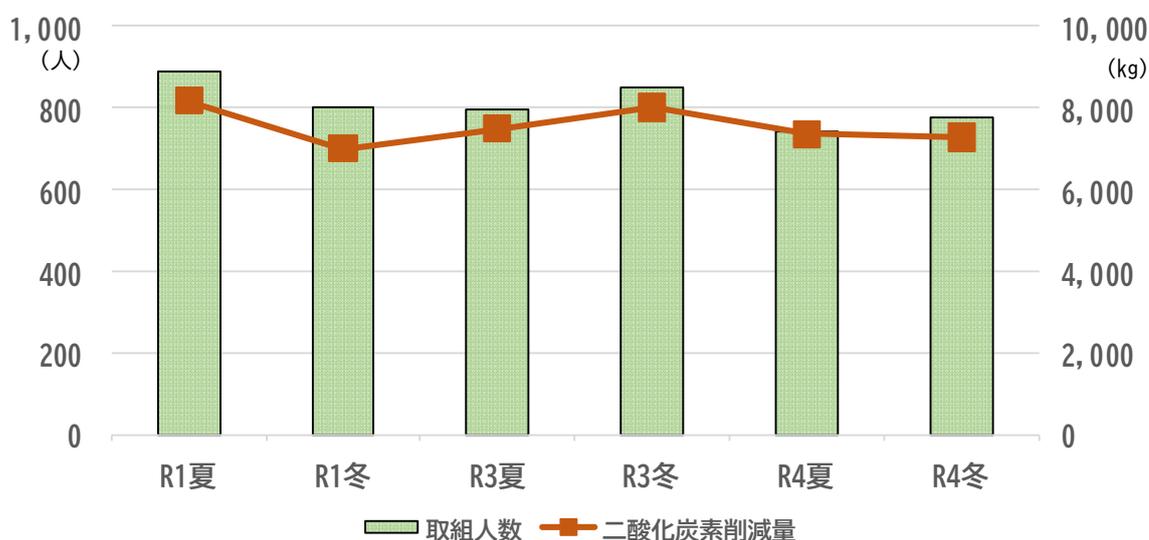
■表11-2 「のぼりべつ子ども環境家計簿」の取組状況

年度	時期	全児童数 [人]	取組児童数 [人]	取組率 [%]	二酸化炭素削減量 [kg]	一人あたり二酸化炭素削減量 [kg]
令和 元(2019)	夏	1,043	886	84.9	8,162	7.83
	冬	1,047	799	76.3	6,982	6.67
令和 3(2021)	夏	915	797	87.1	7,482	9.39
	冬	977	850	87.0	7,999	9.41
令和 4(2022)	夏	934	743	79.5	7,351	9.89
	冬	934	774	82.8	7,261	9.38

※令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大により中止しています。

※夏は偶数学年、冬は奇数学年が対象となります。

※(資料:市民生活部)



■図11-1 過去3カ年の取組児童数及び二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)削減量の推移

※(資料:市民生活部)

### ウ 再生可能エネルギーパネル展

こども向けに内容を分かりやすくした再生可能エネルギー普及啓発パネルを作成し、市内小中学校において、再生可能エネルギーに関するパネル展を実施した。

■表11-3 再生可能エネルギーパネル展実施状況

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
再生可能エネルギー パネル展	9回	11回	13回

## (2) 環境保全等に係る生涯学習の推進

環境問題が日々変化している昨今、環境教育はあらゆる世代に対して生涯にわたり行われることが大切であり、本市では、環境に対する生涯学習を推進しています。

学校での環境教育は「大人が子どもに教える」学習ですが、生涯学習は「子どもと大人と一緒に」学習するものであります。そのため、環境問題に対して異なる世代が連携して、体系的に取り組む意識の向上が期待できます。本市でもさまざまな生涯学習を実施しているほか、ネイチャーセンター「ふおれすと鉱山」では、「人と自然のふれあい拠点」をテーマに自然環境学習に取り組んでいます。

■表11-4 環境関係生涯学習事業実施状況（令和4(2022)年度分）

事業	事業内容	対象	参加者数
郷土資料館・文化伝承館事業	昔からの遊びなどを通じた、郷土の歴史や文化の学習 ※令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部事業を中止した。	小中学生 市民	158人



郷土資料館体験学習「和菓子作り体験」

※（資料：教育委員会教育部）

## 資料編

### 資料1 環境行政の変遷

#### 1 日本の公害対策の歴史

昭和29(1954)年、日本では、第2次世界大戦後の復興期を経て高度経済成長期へと至り、重化学工業を中心に全国的に工場の立地が進みました。

そのような流れの中で、昭和30年代に入ると産業型公害問題が顕在化します。もともと戦前から、足尾銅山鉛毒事件などの産業優先による公害問題が発生していました。しかし国はそれを省みず、欧米に比肩すべく、経済活動に常に深く関与し保護してきました。その結果、全国的に水質汚濁や大気汚染による健康被害が拡大していきました。その最たる例が水俣病などの四大公害病です。

このような状況のもと公害対策を求める世論は高まり、国は公害問題に対する基本法として、昭和42(1967)年に「公害対策基本法」、さらに個別の公害問題に対する法律として、昭和43年に「大気汚染防止法」「騒音規制法」を制定しました。しかし制定当時の条文では、生活環境の保全について「経済の健全な発展との調和」を図ることとしており、実質的に経済活動を優先させるような面を持っていたため、産業公害の鎮静化には至りませんでした。

そこで、国は昭和45(1970)年11月、公害国会とも呼ばれる第64回国会を開き、その中で公害関係14法案が提出され、可決・成立しました。

■表12-1 第64回国会に提出された公害関係14法案

1	公害対策基本法の一部を改正する法律案
2	道路交通法の一部を改正する法律案
3	騒音規制法の一部を改正する法律案
4	廃棄物処刑法案（修正により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改められた）
5	下水道法の一部を改正する法律案
6	公害防止事業費事業者負担法案
7	海洋汚染防止法案
8	人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案
9	農業取締法の一部を改正する法律案
10	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案
11	水質汚濁防止法案
12	大気汚染防止法の一部を改正する法律案
13	自然公園法の一部を改正する法律案
14	毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

## 2 産業公害から地球規模への問題へ

昭和 50(1975)年代に入ると、法律に基づく国の規制をはじめ、自治体の公害防止協定や条例制定、企業の努力などによって産業公害問題は収束に向かいました。またこの結果には、科学技術の進歩による脱硫装置や排ガス処理装置などの開発が、大きく寄与しました。

一方で、その技術の進歩により、新たな環境問題が明るみに出ました。「公害対策基本法」制定当時は、「環境問題＝産業公害問題」という図式であり、私たちは環境問題に対して“被害者”だけの立場にありました。ところが技術の進歩とともに私たちの生活様式は変化し、自家用車の普及や大量に排出される一般廃棄物により、私たちが普通に生活しているだけで自然環境に負荷がかかってしまうようになってきました。つまり環境問題の被害者だけの存在であった私たちが「環境問題の被害者であり加害者である」立場になっていたのです。

このような環境問題の変遷は、日本だけに限らず先進各国で同様に起きており、環境問題が地球規模の問題であることが強く認識されるようになっていきました。また発展途上国でも、経済的に豊かになるために、先進国が犯した産業公害の歴史をたどる危険性があります。そのような世界情勢の中で、平成 4(1992)年、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）」が開催されることとなりました。

地球サミットに向けてわが国では、「地球化時代の環境政策の在り方」について議論され、環境問題全般に対する基本法が必要とされました。地球サミットや国内での審議を経て、平成 5 年、「環境基本法」が制定されました。

また、平成 9(1997)年には、地球サミットで採択された「気候変動枠組条約」に基づく「第 3 回気候変動枠組条約締約国会議」を京都で開催。温室効果ガスの削減目標を定める「京都議定書」が採択され、平成 17(2005)年 2 月に発効されました。この間、わが国では平成 10(1998)年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」を制定し、「京都議定書」の発効を受け「温室効果ガス 6 %削減」を達成するため必要な施策を定めた「京都議定書目標達成計画」や温対法に基づく政府の実行計画により地球温暖化対策に取り組んでいました。

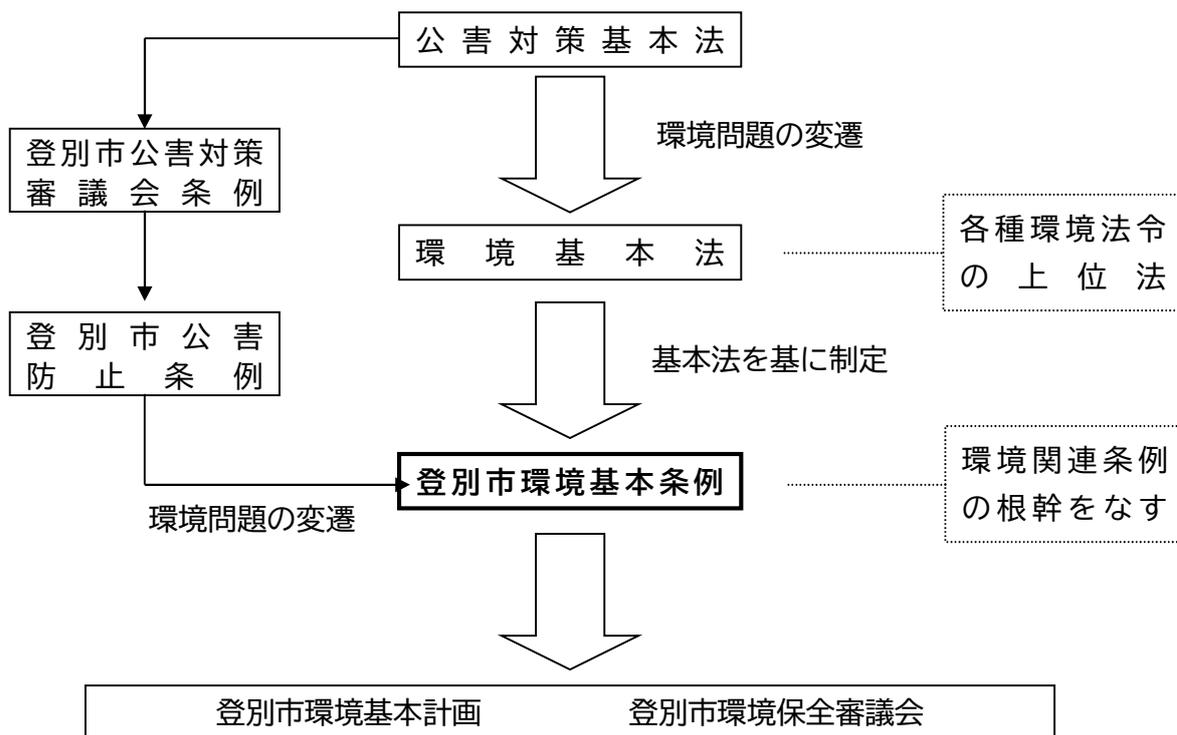
他方、「循環型社会」の構築を目指すべく平成 12(2000)年 6 月に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、「家電リサイクル法」をはじめとする個別法が制定されるなど、わが国では環境問題に対し多面的・総合的に取り組んでいます。

## 資料2 登別市環境基本条例の制定に至る経緯

本市では、昭和42(1967)年に制定された「公害対策基本法」に基づき、昭和46(1971)年、「登別市公害対策審議会条例」を定め、さらに昭和48(1973)年、市民の健康と生活を守り、良好な生活環境を保全するための基本理念となる、「登別市公害防止条例」を制定し、総合的な公害防止施策を進めることとしました。

しかし昭和50年代から環境問題が多様化・複雑化してきたため、公害を防止するだけでは不十分となってきました。このような背景のもと、次代を担う子どもたちに自然と共生した強固な環境を引継ぎ、ひいては地球環境の保全に資する取り組みを進めるためには、それぞれの役割分担と責任のもと、市民・事業者・市の自主的かつ積極的な行動が必要です。そこで国が平成5(1993)年に制定した環境基本法を基に、平成12(2000)年、「登別市環境基本条例」を制定しました。

また時代の進展に伴い多様化する環境問題に対処するため、逐次庁内の組織機構の整備強化を図ってまいりましたが、環境施策の総合的な推進を図るため、平成17(2005)年4月から、環境関連施策に関する所管を総務部企画グループから市民生活部環境対策グループへ移管しました。



■図12-1 各種法令等に対する登別市環境基本条例の相関図

### 資料3 登別市環境基本計画

#### (1) 登別市環境基本計画

登別市環境基本計画は、登別市環境基本条例第10条の規定を受けて、条例に掲げられた基本理念や施策の基本方針にのっとり、環境に関する広範な施策を市民・事業者とともに総合的・計画的に推進するために、平成14(2002)年4月に策定されました。基本計画の目指す姿を「人と自然が共生できる健全で豊かな環境を保全するとともに、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築する」と定め、環境保全等に関する4つの長期的な目標を設定しました。

この長期目標は、登別市総合計画の基本構想と同様に、21世紀半ばでの達成を想定しています。長期目標の達成のためには、環境保全等に関して段階的に取り組んでいく必要があると考え、10年単位で中期的な目標を設定することとしました。

第1期中期目標を達成するための期間を、平成14(2002)年度から平成23(2011)年度とし、平成23(2011)年度に第1期期間での環境行政を取りまとめました。また、第2期中期目標を達成するための期間を、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度までとし、第2期期間での環境行政を取りまとめました。令和4(2022)年3月には、令和4(2023)年度から令和13(2031)年度までを期間とする第3期計画を策定し、取組を進めています。

#### 【登別市環境基本計画 第3期】

##### 長期目標

- |   |                    |
|---|--------------------|
| 1 | 人と自然とが共生する豊かな環境の実現 |
| 2 | 心の豊かさが感じられる生活空間の実現 |
| 3 | 環境への負荷の少ない循環型社会の実現 |
| 4 | 公害のない健康で安全な社会の実現   |

##### 中期目標（推進項目）

- |   |                    |
|---|--------------------|
| 1 | 地球環境にやさしいまちづくりの推進  |
| 2 | 持続可能な循環型社会の推進      |
| 3 | 人と自然が共生するまちづくりの推進  |
| 4 | 安全・安心・快適なまちづくりへの推進 |
| 5 | 環境教育・環境保全活動への推進    |

#### 資料4 環境行政に関する協議体

##### (1) 登別市環境保全審議会

環境の保全等に関する基本的事項の審議について、登別市環境基本条例第35条第1項の規定により設置しています。

令和4(2022)年度の審議案件は、「登別市・白老町 令和12年度以降のごみ処理施設の在り方について(案)」で、計3回開催しました。

現委員の任期は、令和4(2022)年7月1日から令和6(2024)年6月30日までとなります。

■表12-2 登別市環境保全審議会委員(令和5(2023)年3月31日現在、敬称略)

区分	氏名	所属名
学識経験のある者、市民、事業者、民間団体等 (登別市環境基本条例第36条第3項)	会長 佐藤 幸夫	学校法人片柳学園日本工学院北海道専門学校
	西尾 拓也	登別商工会議所
	志水 孝暢	一般社団法人登別国際観光コンベンション協
	近井 一夫	伊達市農業協同組合
	小竹 準一	いぶり中央漁業協同組合
	丸山 美穂子	登別建設協会
	竹中 脩 厳	登別市衛生団体連合会
	及川 雄也	一般社団法人登別室蘭青年会議所
	中川 信市	登別市連合町内会
	安達 陽子	登別消費者協会
	中原 義勝	登別市民憲章推進協議会
	齊藤 崇	登別環づくり市民委員会
石川 典俊	公益社団法人室蘭市医師会	
猪子 雅司	登別市立小中学校校長会	
松原 條一	(NPO)登別自然活動支援組織モモンガくらぶ	
公募によるもの (同36条第4項)	副会長 平 秀里	公募
	佐々木 昇	公募
	寺山 義民	公募
	三澤 由比子	公募
	八重樫 清治	公募

## (2) 登別市環境保全市民会議

今日の環境問題は、その原因・影響が多岐にわたることから、問題解決の取り組みは各主体の参加・協力が不可欠であります。

市民・事業者・行政が協働で環境保全活動を推進するため、平成 15(2003)年、「登別市環境保全市民会議」を設置し、積極的な取り組みを行っております。

現委員の任期は、令和 3(2021)年 6 月 1 日から令和 6(2024)年 5 月 31 日までであります。

■表 1 2 - 3 登別市環境保全市民会議 (令和 5(2023)年 3 月 31 日現在、敬称略)

区 分	氏 名	所属名
事 業 者	会長 仲 川 弘 誓	一般社団法人室蘭歯科医師会
	川 田 弘 教	登別商工会議所
	志 水 孝 暢	一般社団法人登別国際観光コンベンション協会
	新 井 良	公益社団法人室蘭市医師会
	近 井 一 夫	伊達市農業協同組合
	宮 下 洋 子	いぶり中央漁業協同組合
	丸 山 美穂子	登別建設協会
	千 葉 浩 樹	登別市
民 間 団 体	竹 中 脩 嚴	登別市衛生団体連合会
	及 川 雄 也	一般社団法人登別室蘭青年会議所
	森 芳 昭	登別市連合町内会
	木 村 純 一	登別市老人クラブ連合会
	山 田 妙 子	登別消費者協会
	中 原 義 勝	登別市市民憲章推進協議会
	遠 藤 潤	(NPO)登別自然活動支援組織モモンガくらぶ
	坂 本 大 輔	社会福祉法人登別市社会福祉協議会
	及 川 富 夫	来馬川をきれいにする会
	猪 子 雅 司	登別市立小中学校校長会
	勝 間 広 靖	登別市 P T A 連合会
	加 藤 弘 昂	学校法人片柳学園日本工学院北海道専門学校
	藤 瀬 秀 昭	登別市環づくり市民委員会
公 募	椿 曜 子	公 募
	綿 谷 基 樹	公 募
	八重樫 清 治	公 募

### (3) 登別市衛生団体連合会

公衆衛生の向上と良好な生活環境の保全のために、地区衛生組織の実践活動を促し、清潔で美しい街づくりに寄与することを目的に設置されています。

■表12-4 登別市衛生団体連合会

事業内容	(1)公衆衛生思想の高揚及び防疫の実践運動に関すること。 (2)生活環境の浄化及び美化の実践運動に関すること。 (3)廃棄物の再利用及び資源化並びに減量運動に関すること。 (4)優良器材及び薬剤などの推奨、斡旋に関すること。 (5)公衆衛生活動に関する功労者及び優良団体の表彰に関すること。 (6)行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 (7)その他、目的を達成するために必要な事業を行うこと。
構成	市民で構成する町内会の代表者

■表12-5 登別市衛生団体連合会事業実施状況（令和4(2022)年度分）

事業	事業内容	参加(対象)者数
クリーンリーダー地区別研修会	内容：ごみステーションの管理、ごみの分別 等 会場：4会場（計4日間）にて開催	69人
クリーンリーダー先進都市視察研修	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	-
表彰事業の実施	環境美化活動において功績が優れている個人・団体を表彰	4人 1団体
環境啓発活動の実施	不法投棄・ポイ捨て及びペットのふんの放置防止の街頭啓発、消費生活展への参加、違反ごみ防止啓発物作製	市民及び各町内会
衛団連だよりの発行	活動実績等を町内会に周知	各町内会



### 衛団連だよりの発行

※（資料：市民生活部）

また、町内の生活環境の向上とごみの分別排出の徹底、減量及び再資源化を推進するため、登別市衛生団体連合会に環境美化推進員（「クリーンリーダー」）が設置されています。

■表 1 2 - 6 登別市衛生団体連合会環境美化推進員

活動内容	(1)春・秋のクリーン作戦の協力及び指導。 (2)ごみステーションの管理及び指導。 (3)ごみの分別排出の徹底及び指導。 (4)登別市及び登別市衛生団体連合会の行う各事業の協力。 (5)その他、生活環境の向上の協力及び推進。
選出方法	選出は、各町内会長の推薦に基づき、会長が委嘱する。 選出基準は、おおむね 50 世帯に 1 人とする。 ※令和 5(2023)年 3 月 31 日現在 279 人

## 資料5 登別市環境基本条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条－第8条）

#### 第2章 自然と共生した良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造 に関する基本的施策等

##### 第1節 施策の基本方針（第9条）

##### 第2節 環境基本計画（第10条）

##### 第3節 市が講じる自然と共生した良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等（第11条－第32条）

##### 第4節 地球環境保全のための施策（第33条・第34条）

#### 第3章 登別市環境保全審議会（第35条－第41条）

#### 附則

### 【前文】

登別市は、豊かな海と四季の変化に富んだ自然環境に抱かれながら、多くの泉質と景勝地を有する温泉郷として栄えるとともに、水産業や酪農、畜産などの産業が育まれ、活力あふれるまちとして発展してきた。

しかしながら、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済構造の中で利便性や豊かさを追求してきた私たちの生活様式や事業活動は、今日、廃棄物の増大や水質汚濁、大気汚染などさまざまな環境問題を引き起こし、地域環境への影響にとどまらず、生存基盤である地球全体の環境をも脅かしている。

私たちは、今こそ、これまでの価値観や生活様式を見直し、物の豊かさから心の豊かさへと意識の転換を図るとともに、先人たちの知恵と努力によって享受してきた恵み豊かな環境を後退させることなく、かけがえのない財産として守り育て、文化的で、潤い、安らぎ、ゆとりなどのある調和のとれた地域社会を創造し、将来の世代に引き継いでいかなければならない。

このような認識の下に、登別市に集うすべての人々が環境への負荷の少ない自主的、積極的な行動によって、自然と共生する良好で快適な地域環境の実現を図り、ひいては地球環境の保全に資するため、ここに条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、自然と共生した良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市（以下「社会の各主体」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する

施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(適用の範囲等)

第2条 この条例は、社会の各主体について適用するほか、前条の目的を達成するため、次に掲げる者についても、対象となる規定の範囲内において市民又は事業者に準じて適用する。

- (1) 市内を旅行する者
- (2) 市外に住所を有し、市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市外に住所を有し、市内に所在する学校に在学する者

2 市は、市内において事業活動を行う国及び北海道に対し、この条例の趣旨にのっとり、自主的かつ積極的な取り組みがなされるよう協力を求めるものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 野生動植物が主体となる自然環境及び人間が主体となる生活環境をいう。
- (2) 環境の保全上の支障 市民の権利義務に直接関わるような規制等の施策を講じる目安となる程度の環境の劣化が生じることをいう。
- (3) 環境問題 人為的な作用によって生じる、環境の保全上の支障を解決すべき事柄で、生命の生存に直接的又は間接的に関わる現象の総称をいう。
- (4) 環境の保全 大気、水、土壌などの環境の自然的な構成要素及びこれらにより構成されるシステムの保護及び整備を図ることによって、環境を良好な状態に保つことをいう。
- (5) 維持 適正に保全されている自然環境等を今後とも健全で恵み豊かな環境として持続していくことをいう。
- (6) 創造 生命の存続の基盤である環境が将来にわたって維持され、又は将来の世代が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるよう創り出していくことをいう。
- (7) 市民 市内において生活基盤を構成する者で、消費行動の主体をいう。(市外に居住し、市内に土地、建物等を有する者を含む。)
- (8) 事業者 事業活動を行う主体をいう。
- (9) 市 行政行為の主体としての市をいう。
- (10) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (11) 排出物 日常生活又は事業活動に伴って排出される、排水、排気ガスその他の環境に影響を及ぼすもの(廃棄物を除く。)をいう。
- (12) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化すること

を含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることをいう。

(13) みどり資源 自然環境の構成要素である樹木、草花などの植物と、その生育環境である土壌、大気、水などが一体的に形成している空間で、生態系の構成に資するものをいう。

(14) 環境管理 環境の保全に関する方針や目標等を設定し、その達成に向けた取り組みをすることをいう。

(15) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第4条 環境の保全等は、共有財産である生きとし生けるものすべての生存基盤である地球環境の恵沢を健全で恵み豊かなものとして、現在及び将来の世代が享受するとともに、市民一人一人が健康で、潤い、安らぎ、ゆとり等のある生活空間の中で市民の誇りと活力あふれた文化的、快適な環境を将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然の共生により実現する環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、社会の各主体がそれぞれの役割分担と責務のもとに、自主的かつ積極的な取り組みによって行われなければならない。

3 環境の保全等は、地球規模の環境保全を視野に入れた地域からの取り組みを基本として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活に伴う環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの過剰な消費の抑制並びに排出物による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、日常生活に伴う環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の発生の抑制及び減量化に努めるとともに、廃棄物の再資源化及び適正な処理に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、地域社会の重要な構成員であるとの認識を持ち、自ら又は協働して、環境の保全等に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止するため、排出物による環境への負荷の低減に努めるとともに、自ら又は協働して、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の生産、製造、加工又は販売その他

の事業活動において、資源及びエネルギーの過剰な消費の抑制並びにその事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制及び減量化に努めるとともに、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合には、その適正な処理が図られるよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が消費され、又は廃棄される段階における環境への負荷を低減するよう、自ら又は地域社会と協働して、再使用が可能な容器包装の使用、再商品化及び過剰使用の抑制に努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に資するよう自ら積極的に努め、及びその事業活動に係る環境の保全等に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第7条 市は、地域内の自然的社会的条件に応じた環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、推進する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、自らの事務及び事業（以下「事務事業」という。）に関し、率先して環境への負荷を低減することにより、環境の保全上の支障の防止に努めるとともに、市民及び事業者が行う環境の保全等に関する活動の促進を図るため、必要な情報の提供その他の措置を講じるよう努めなければならない。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策の実施状況等を作成し、公表するものとする。

## 第2章 自然と共生した良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策等

### 第1節 施策の基本方針

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康の保護並びに生活環境及び自然環境の適正な保全が図られるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、生態系の多様性の確保及び野生生物の種を保存し、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を保全し、維持し、又は創造するとともに、自然環境に配慮した道路その他公共施設等の整備に努めること。
- (3) 地域において、潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる生活空間の実現を図るため、自然的社会的な条件を活かした環境の保全等に努めるとともに、身近な自然との

触れ合いづくり、自然と調和のある景観の形成、歴史的文化的な環境の形成等を推進すること。

- (4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境の保全に配慮した社会構造の実現を図るため、広域的な地域との連携をも視野に入れた廃棄物の発生の抑制、循環的な有効利用及び適正処理を促進するとともに、資源及びエネルギーの過剰な消費の抑制、自然エネルギーの有効利用、排出物による環境への負荷の低減等を推進すること。

## 第2節 環境基本計画

第10条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する中長期的な目標
- (2) 環境の保全等に関する基本的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見が反映できるよう必要な措置を講じるとともに、登別市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 市が講じる自然と共生した良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等

（環境への配慮等）

第11条 市は、環境の保全等を図る見地から、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施する場合は、基本理念にのっとり、環境への負荷が低減されるよう配慮するものとする。

2 市は、市が行う事務事業の実施に当たっては、自らが率先して環境に配慮し、将来にわたる環境の保全等に取り組むための指針を定め、その実行に努めるものとする。

（環境影響評価の推進）

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業が環境の保全等に適正に配慮することができるよう、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、既に行われた事業のうち、環境に著しい影響を生じていると認められるものについては、その事業を行った者が、その事業に係る環境への影響について、自ら調査及び

評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全等に配慮することができるよう、必要な措置を講じるものとする。

(規制等の措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為その他の環境の保全上の支障を生じ、又は及ぼすおそれがあると認められる行為に関し、必要な規制の措置を講じるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要に応じ、助言、指導等の措置を講じるよう努めるとともに、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは市民又は事業者に対し、適正かつ公平な一定の役割又は応分の負担若しくは役務を求める措置を講じるものとする。

(助成の措置等)

第14条 市は、市民及び事業者自らが環境への負荷の低減に必要な取り組みをし、又は施設の整備その他の環境の保全等に関する適切な措置を講じるよう誘導するとともに、必要に応じて助言、環境の保全等に関する情報の提供、助成その他の措置を講じるよう努めるものとする。

(良好な環境の保全に関する施設の整備等)

第15条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、下水道及び廃棄物の公共的な処理施設の整備その他の環境への負荷の低減に資する事業の推進に必要な措置を講じるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(廃棄物の循環的な有効利用の推進等)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の循環的な有効利用並びに発生抑制、減量化及び適正な処理を推進するとともに、資源及びエネルギーの消費の抑制、エネルギーの有効な利用並びに排出物の低減が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、公共施設の整備、維持管理その他の事務事業の実施に当たっては、廃棄物の循環的な有効利用並びに発生抑制、減量化及び適正な処理を推進するとともに、資源及びエネルギーの消費の抑制、エネルギーの有効な利用並びに排出物の低減に努めるものとする。

(野生生物の保護管理)

第17条 市は、野生生物の多様性を損なうことなく適正に保護管理するため、優れた自然環境及び特に保全することが必要と認められる身近な自然環境について、その生息空間及び生育環境の保全に配慮するとともに、在来野生生物及び希少な野生生物の保護に努めるものとする。

(みどり資源の保全等)

第18条 市は、人と自然が共生できる基盤として、生態系を尊重したみどり資源の保全、維持及び創造を図るため、森林、農地その他の緑地が有する機能の保全及び維持並びに連続性のある緑空間の創造に努めるとともに、緑化の推進、河川空間の整備、農地の適正な管理の推進その他の必要な措置を講じるものとする。

(水資源の保全等)

第19条 市は、河川、湖沼、湿原、海域等における良好で健全な水環境の保全に努めるとともに、水道水源その他の水資源の安全性の確保に必要な措置を講じるものとする。

2 市は、良好な温泉資源の保全及び維持を図るため、必要な措置を講じるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、水循環の構成要素である大気、森林、土壌等の保全に必要な措置を講じるものとする。

(ゆとりある生活空間づくり等)

第20条 市は、地域内の自然的社会的な条件下において、潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる快適な生活空間の保全、維持及び創造を図るため、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、市街地における緑化及び環境の美化の推進、自然環境と調和した良好な景観の形成、歴史的文化的な生活環境の形成その他の必要な措置を講じるものとする。

(環境学習の推進)

第21条 市は、市民及び事業者が共通の認識の下に、環境の保全等に関する積極的な取り組みを行うことができるよう、環境の保全等に関する学習(以下「環境学習」という。)を総合的かつ体系的に推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第22条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第23条 市は、環境学習の推進及び民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、環境の保全等に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(調査の実施)

第24条 市は、環境の状況の把握に努めるとともに、環境の保全等の施策に必要な調査を実施するものとする。

(試験研究の実施等)

第25条 市は、環境の保全等に資するため、北海道、事業者等と協力して、試験研究の実施その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(監視体制等の整備)

第26条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、環境の保全等に必要な監視体制等の整備に努めるものとする。

(協定の締結)

第27条 市長は、事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認めたときは、登別市環境保全審議会の意見を聴き、当該事業者との間で環境の保全に関する協定を締結するものとする。

(推進体制の整備)

第28条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ体系的に推進するため、関係機関相互の密接な連携と施策の調整を図るための体制の整備を講じるものとする。

2 市は、環境の保全等に関する取り組みを市民、事業者、民間団体等と協力して推進するための体制の整備に努めるものとする。

(環境管理の促進等)

第29条 市は、事業者がその事業活動を行うに当たって、環境に配慮したものとなるよう自主的な管理を行うことを促進するため、必要な措置に努めるものとする。

2 市は、自らが行う事務事業の実施に当たり、その事務事業の実施が環境に配慮したものとなるよう自主的な管理の推進に努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第30条 市は、環境の保全等に関する施策について、市民、事業者、民間団体等の意見が反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第31条 市は、環境の保全等に関する施策について、国及び北海道と協力するとともに、他の市町村等と連携を図り、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第32条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

#### 第4節 地球環境保全のための施策

(地球環境保全のための行動の促進)

第33条 市は、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう、行動するための指針を定め、その普及に努めるとともに、市民及び事業者による自主的かつ積極的な行動の促進を図るものとする。

(地球環境保全のための国際協力)

第34条 市は、国、北海道、民間団体等と協力して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

#### 第3章 登別市環境保全審議会

(環境保全審議会)

第35条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、登別市環境保全審議会

(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する基本的事項
- (2) 公害の防止に関する基本的事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第36条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議する必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 審議会の委員及び臨時委員は、学識経験のある者、市民、事業者、民間団体等の中から、市長が委嘱する。

4 市長は、前項に規定する委嘱に当たり、公募による者を含めるものとする。

(委員等の任期)

第37条 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

2 審議会の臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第38条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第39条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第40条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により決める。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員の中から、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 部会長は、付託事項について調査審議し、その結果を審議会に報告するものとする。

7 部会の会議は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第41条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

資料6 環境関連法令一覧

種別	法令名	略称
廃棄物・リサイクル関連法令	環境基本法	
	循環型社会形成推進基本法	【循環基本法】
	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律	【バーゼル法】
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	【廃棄物処理法・廃掃法】
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	【PCB 廃棄物特別措置法】
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	【フロン排出抑制法】
	資源の有効な利用の促進に関する法律	【リサイクル法】
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	【容器包装リサイクル法】
	特定家庭用機器再商品化法	【家電リサイクル法】
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	【建設リサイクル法】
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	【食品リサイクル法】
	食品ロスの削減の推進に関する法律	【食品ロス削減推進法】
	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律	【農林漁業バイオ燃料法】
	使用済自動車の再資源化等に関する法律	【自動車リサイクル法】
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	【小型家電リサイクル法】
	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	【産業廃棄物処理特定施設整備法】
	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	
東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法		
特定産業廃棄物に起因する支障を除去する特別措置法	【特定産業廃棄物支障除去法】	
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	【プラスチック資源循環法】	
エネルギー関連法令	地球温暖化対策の推進に関する法律	【地球温暖化対策推進法・温対法】
	エネルギー政策基本法	
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	【省エネルギー法・省エネ法】
	非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	【代替エネ法】
	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	【新エネルギー法】
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法	【新エネルギー等電気利用法】	

種別	法令名	略称
公害関連法令	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	【公害防止管理者法】
	大気汚染防止法	【大防法】
	水質汚濁防止法	【水濁法】
	騒音規制法	
	振動規制法	
	悪臭防止法	
	工業用水法	
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	【ビル用水法】
	土壌汚染対策法	【土対法】
	ダイオキシン類対策特別措置法	【ダイオキシン対策法】
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定	【自動車 NOx・PM 法】
	地域における総量の削減等に関する特別措置法	
	道路運送車両法	【車両法】
	電気事業法	
	ガス事業法	
	鉱山保安法	
	湖沼水質保全特別措置法	【湖沼保全法】
	瀬戸内海環境保全特別措置法	【瀬戸内法】
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	【海防法】
	下水道法	
	浄化槽法	
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	【農用地汚染防止法】
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	【化管法・PRTR 法】
公害紛争処理法	【公害紛争法】	
公害健康被害の補償等に関する法律	【公健法】	
公害防止事業費事業者負担法		
人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律	【公害犯罪処罰法】	
水銀による環境の汚染の防止に関する法律	【水銀汚染防止法】	

種別	法令名	略称
自然保護に関する法律	自然環境保全体法 自然公園法 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海洋漂着物等の処理等の推進に関する法律	【種の保存法】 【海岸漂着物処理推進法】
化学物質関連法令	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 労働安全衛生法 毒物及び劇物取締法 消防法 高圧ガス保安法 農薬取締法 肥料取締法 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 火薬類取締法 食品衛生法	【化審法】 【オゾン層保護法】 【労安法】 【毒劇法】 【農薬法】 【飼料安全法】 【火薬法】 【食衛法】
土地利用に関する法律	土地基本法 国土形成計画法 都市計画法 工場立地法 大規模小売店舗立地法 環境影響評価法 景観法 都市緑地法 宅地建物取引業法 屋外広告物法 温泉法	【大店立地法】 【環境アセスメント法】 【宅建法】
その他	国等による環境物品等の調達に推進等に関する法律 狂犬病予防法 動物の愛護及び管理に関する法律 消費者基本法 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	【グリーン購入法】 【動物愛護管理法】 【環境教育推進法】 【環境配慮促進法】

あ 行

【悪臭】

人に不快感や嫌悪感を与える臭気を指し、公害対策基本法で規定された典型七公害の一つではありますが、不快感や嫌悪感の定義や数値化が困難であるため、感覚公害とされています。

悪臭防止法により、特定悪臭物質の濃度による規制が行われてきましたが、対象外の物質や複数の物質の組合せなどによる臭気には対応できないため、近年では、各地方公共団体で、臭気判定士による測定から求めた臭気指数による規制の採用が進んでいます。

なお、悪臭に対する環境基準はないため、発生源への対策が中心となっています。

【一般廃棄物】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物といます。

同法律第4条において、市町村はその区域内の一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めること規定されています。

【一般廃棄物処理基本計画】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条において、市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理基本計画）を定めなければならないと規定されています。

計画には、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分などを定めています。

【HFC】

ハイドロフルオロカーボンのことです。

オゾン層破壊係数が低いことから、代替フロンとして産業利用されてきましたが、強力な温室効果ガスであるため、現在では、京都議定書により削減対象物質に指定されています。

【LPG】

液化石油ガスの略称で、LPガス、プロパンガスとよばれます。

家庭業務用、一般工業用、都市ガス用、自動車用、大口鉄鋼用、化学原料用、電力用など、さまざまな用途に使用されています。

### 【オゾン層】

地球の大気中でオゾン濃度が高い部分を指し、太陽からの有害な紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護する役割を果たしています。

フロン類によるオゾン層の破壊により、オゾンホールがオーストラリアやニュージーランドにまで広がる被害も発生し、モントリオール議定書などに基づきフロン類の規制を強化し続けてきたため、近年になって、ようやくオゾン層の回復が確認されました。

### 【温室効果ガス】

太陽からのエネルギーは地表で吸収されますが、エネルギーのすべてが地表で吸収されるわけではありません。

地表で吸収されなかったエネルギーは一部が大気に吸収され、残りが宇宙に放出されます。この大気でエネルギーを吸収する作用を、温室に見立てて「温室効果」と呼び、この温室効果の高い気体を総称して温室効果ガスとしています。

### 【温度差エネルギー】

温度差による熱移動を利用したエネルギーのことです。

例えば、河川の水や海水の温度は季節による変化が少ないため、熱交換器などの技術により、夏は冷房などに、冬は暖房などに利用できると考えられています。

## か 行

### 【海洋汚染】

人間の活動によって排出された廃棄物などによる、海域や海水の汚染のことを指します。海洋汚染と聞くと、真っ先にタンカー座礁による原油流出事故が思い浮かびますが、これらは短期的であるため、深刻な被害にはならないのに対し、一見すると無害に思える有機物や栄養塩による汚染は、赤潮などの、ときとして特定の水生生物を絶滅させるような決定的な破壊をもたらすこともあります。

### 【学術自然保護地区】

「北海道自然環境等保全条例」に基づき、動物の生息地や植物の生息地、地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区として指定されます。

### 【家電リサイクル法】

一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

#### 【簡易水道】

水道法上、導管及びその他工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する水道のうち、給水人口が100人を超え、5,000人以下であるものを指します。規模による分類であるため、決して設備が「簡易」というわけではなく、構造は基本的に上水道と同じです。

#### 【環境基本計画】

国や地方自治体の環境保全に関する基本的な計画のことです。

国の環境基本計画は、環境基本法第15条の規定に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱や環境保全に関する施策を、総合的・計画的に推進するために必要な事項を定める計画として策定されています。

また、平成5年に環境基本法が制定されてから、地方自治体でもこれにならい、各自治体における環境基本条例が相次いで策定され、条例の条文中で環境基本計画の策定が規定されている場合がほとんどです。

#### 【環境白書】

国における環境白書とは、環境基本計画第12条の規定に基づき、その年度の環境保全施策の年次報告と、翌年度に実施する予定の環境保全施策をまとめ、発行する白書のことです。また、地方自治体でも環境基本条例によって同様に定め、環境白書を発行している場合がほとんどです。

#### 【環境物品等】

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」第2条において定義されている、環境への負荷の低減などに資する物品やサービスのことです。

ただし、ある特定の面だけに着目すれば、環境への負荷の低減に資するが、全体的には環境へ負荷をかける環境物品等も存在するため、妄信的に環境物品等を利用するのではなく、環境に配慮した情報の取捨選択が重要です。

#### 【気候変動枠組条約】

正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」であり、その英語名から UNFCCC や FCCC とも略されます。

地球温暖化問題に対する国際的な枠組みを設定した条約で、平成6年に発効されました。

#### 【貴重種】

一般には、固有性・希少性・立地依存性・脆弱性や学術上の重要性などから貴重と考えられる生物種のことです。

本書では、北海道レッドリストに掲載されている、絶滅危惧種、絶滅危急種、希少種、留意種を指します。

#### 【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいいます。

#### 【国立公園と国定公園】

日本では、自然公園法に基づき、日本を代表する自然の風景地を保護し、利用の促進を図る目的で、環境大臣が指定する自然公園を指します。

似たようなものとして、「国定公園」がありますが、国定公園は都道府県が管理することとなっているのに対して、「国立公園」は国が管理しています。

## さ 行

#### 【再生可能エネルギー】

太陽光、風力、波力、流水、地熱、バイオマスなど、自然の力で定常的（または反復的）に補充されるエネルギー資源のことです。

石油や天然ガスなどの地下資源には限りがあるため、その代用となるエネルギーとして注目されています。

また、地球温暖化の緩和策としても重要な役割を担っています。

主に発電、給湯、冷暖房、輸送、燃料など、エネルギー需要形態全般に利用されます。

#### 【自浄作用】

川や海、大気などが流れている間に、自然に汚濁が取り除かれ、清らかになる働きのことです。

例えば河川では、汚濁が川底に沈殿・吸着されることによる自浄作用が大きいので、川底がコンクリート製の河川では、相対的にほかの河川よりも自浄作用が小さくなります。

#### 【自然景観保護地区】

北海道自然環境保全条例に基づき、森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸などが所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区として指定されます。

### 【循環型社会形成推進基本計画】

循環型社会とは、「生産 → 消費 → 廃棄 → 再利用 → 生産 → …」といったように、社会に必要なさまざまな天然資源やエネルギーの循環を可能にし、再利用の度合いをより高めていこうとする概念のことです。

環境基本法の基本理念にのっとり、この循環型社会の形成について、基本原則を定めた法律が「循環型社会形成推進基本法」です。

この法律の第15条では「政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画を定めなければならない。」と規定されており、ここでいう基本的な計画のことを、循環型社会形成推進基本計画と呼んでいます。

また、地方自治体でも「循環型社会形成の推進に関する条例」などを制定し、循環型社会形成推進基本計画の策定を義務付けている自治体も見られます。

### 【省エネルギー】

省エネルギーとは、同じ社会的・経済的効果をより少ないエネルギーで得られるようにすることをいい、省エネと略されます。

家庭で省エネに取り組む際、次の順番で行うと費用対効果が高いといわれています。

- ①不要な機器の停止
- ②温度・照度などの設定の見直しや運用の改善
- ③設備・機器の補修や効率的な設備への取替え
- ④電力をできる限り節約

### 【食品ロス】

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。

食品ロスを大きく分けると、事業活動に伴って発生する「事業系食品ロス」と各家庭から発生する「家庭系食品ロス」に分けることができます。

食品ロスを減らすことは、食料生産や食品廃棄物の処理などに対するエネルギー消費の抑制、食料生産に必要となる土地を減少させることなどを通じて環境への負荷を軽減することに繋がります。

### 【振動】

公害としての振動とは、工事などの事業活動や建設作業、交通機関の運行などにより人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させ物理的被害を与えたり、日常生活に影響を与えることにより問題にされる振動をいいます。

振動による影響を防止するための必要な措置を定めた法律が、振動規制法です。

### 【水質汚濁】

公共用水域（河川・湖沼・湾港・沿岸海域など）の水の状態が、主に人の活動（工場や事業場などにおける産業活動や、家庭での日常生活ほかすべて）によって損なわれることや、その状態を指します。

日本における水質汚濁に関する法的規制は、環境全体に対する基準と事業者の公共用水域への排水の規制が主となっています。

環境基準に関しては細かく設定されているものの「維持されることが望ましい」水準であり、罰則規定はありません。

また、事業者に対する規制基準は、規制対象の施設や排水量などにより限定的に適用される規制であり、かつ、原理的に達成困難な業種への例外規定や条例による上乘せなどが存在します。

このように日本では、水質汚濁問題に関しては消極的な姿勢も見受けられます。

### 【生物の多様性】

北海道生物の多様性の保全等に関する条例では、「それぞれの地域の自然環境に応じたさまざまな生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内にさまざまな差異が存在することをいう」と定義されています。

### 【騒音】

騒がしくて不快と感じる音のことで、環境基本法で定義される、典型七公害の一つです。

特定工場などの事業者が発生させる騒音に関しては、明確な規制基準により規制が徹底されていますが、家庭などから出る騒音については、何を騒音と感じるか個人の感性によって差が生じるため基準を設けることが難しく、規制が困難であるとされています。

## た 行

### 【ダイオキシン類】

廃棄物の焼却などから排出される、毒性や発がん性をもった化学物質のことです。ベトナム戦争で使用された枯葉剤に含まれていた歴史もあります。

「史上最強の猛毒」と表現される場合もありますが、実際はダイオキシン類の曝露事故での死亡例はほとんどありません。

しかし、ダイオキシン類は土壌や底質に堆積され、自然環境や水産に影響を与える恐れがあるため、決して安全な物質とは言えず、今後も規制や調査を徹底していく必要があるといえます。

### 【大気汚染】

人間の経済的・社会的活動、火山噴火などの自然災害などによって大気が有害物質で汚染され、人の健康（目や呼吸器系などへの害）や生活環境、動植物に悪影響が生じる状態のことで、環境基本法で定義される、典型七公害の一つです。

大気汚染の原因となる主な発生源と物質は、自動車などの排出ガスが由来の浮遊粒子状物質（SPM）や窒素化合物です。

また、たばこの煙も大気汚染とする見方もあり、アメリカのカリフォルニア州では大気汚染物質に指定しています。

### 【脱硫装置】

化石燃料などの燃焼による排出ガスから、大気汚染や酸性雨の原因となる硫黄酸化物を除去する装置です。

### 【地球温暖化対策推進計画】

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が、長期的に見て上昇する現象のことです。

地球温暖化防止のため採択された京都議定書の達成のために、平成 10 年、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」が制定されました。

そして、温対法第 20 条の 3 において「都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。」と規定されており、これに基づき「北海道地球温暖化対策推進計画」「登別市温暖化対策推進実行計画」などが策定されています。

### 【地球サミット】

一般的に地球サミットと称される会議は 2 つ存在しますが、本書では、平成 4 年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された、環境と開発をテーマとする首脳レベルの国際会議「環境と開発に関する国際連合会議」を指します。

この会議では「環境と開発に関するリオ宣言」やその行動計画である「アジェンダ 21」が合意、あるいは先の「気候変動枠組条約」が提起された会議として有名ですが、その他に「生物の多様性に関する条約」が調印された会議でもあります。

この会議によって初めて、「生物多様性」「生物圏」といった言葉が各国の主要機関に認知され、一般にも知られるようになりました。

#### 【窒素酸化物】

光化学スモッグや酸性雨などの原因となる物質で、その化学式から NOX（ノックス）と呼ばれます。

窒素酸化物の中でも亜酸化窒素（一酸化二窒素）は、二酸化炭素の約 300 倍の温室効果があり、また、最大のオゾン層破壊物質であるともいわれています。

#### 【鳥獣保護区】

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域です。

鳥獣保護区の指定者は環境大臣または都道府県知事であり、それぞれ「国指定鳥獣保護区」「都道府県指定鳥獣保護区」と呼びます。

また、特に重要な区域は「特別保護区」に指定され、登別市内では、過去に「登別鳥獣保護区」が国の指定により特別保護区に指定されていた時期もあります。

#### 【低公害車】

窒素酸化物や二酸化炭素といった、大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車のことです。

#### 【電気自動車（EV）】

エンジンの代わりにモーターとバッテリー、車載充電器、蓄電用のリチウム系のリチウムイオン電池やニッケル系などの蓄電池、制御装置などを備え、バッテリーに充電された電気で走行する自動車です。

ガソリンエンジンは搭載していないため、走行中の排気ガスは皆無で、ガソリン車と比較すると騒音や振動も少なく、また一番の特徴とメリットは減速時にエネルギーを回生して再利用できる点にあります。

充電時間をいかに短縮し、1回の充電で走行可能な距離を延長するか、開発が急がれているところです。

#### 【天然記念物】

動物、植物、地質、鉱物などの自然物に関する記念物を指します。

なお、登別原始林は、文化財保護法に基づく、国指定の天然記念物です。

#### 【特定建設作業】

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業として、騒音規制法及び振動規制法において定められた作業のことです。

### 【特定工場】

環境関連法令において、特定工場とされているものは、次に示すようなものです。

- ①「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定める工場、すなわち製造業、エネルギー（電気・ガス・熱）供給業を行う工場で政令が定めるばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動の発生または排出施設を設置するもの
- ②大気汚染防止法で総量規制の対象施設を設置する工場
- ③騒音規制法または振動規制法で定められた特定施設を設置する工場または事業場。

## の 行

### 【登別市総合計画】

基本計画策定の趣旨として、「この基本計画は、基本構想に定める「人が輝き まちがと きめく ふれあい交流都市 のぼりべつ」を実現するため、今後、推進していく市政の基本的な目標と施策の大綱を表したものです。

したがって、本計画は、「市政運営の指針であると同時に、市民や民間等の活動を促進し、誘導する指針となるものです。」となっております。

## は 行

### 【バイオマスエネルギー】

生物体（バイオマス）を持つエネルギーのことです。

バイオマスエネルギーを利用した燃料の例として、トウモロコシやサトウキビといった安価な穀物をアルコール発酵させたバイオマスエタノールがあげられます。

これらの燃料を燃焼する際にも二酸化炭素は発生しますが、その原料となる植物が、生育する中で取り込んだ二酸化炭素を排出しているだけなので、理論的には二酸化炭素の排出量は0といえます。

この概念をカーボンニュートラルと呼びますが、製造や運送の過程で化石燃料を消費した場合、事実上バイオマスエネルギーの利用により二酸化炭素を排出していることとなります。

#### 【排ガス処理装置】

燃焼などによる排出ガスを、周辺環境に影響を与えないように処理してから排出する装置のことです。

ボイラーや焼却炉などの燃焼機器からの排出ガスのほかに、化学薬品や塗装などの工場からは有害物質を含んだ気体、食品加工や畜産などでは臭気を帯びた空気が排出されます。

これらを無害、無臭化するために除塵や有害物質の分離などを行うことを排気ガス処理といいます。

#### 【バイナリー発電】

地熱発電の方法の一つで、水より沸点の低い媒体（ペンタンなど）と熱交換し、この蒸気でタービンを回す発電方法をいいます。

#### 【BOD 値】

BOD とは、生物化学的酸素要求量の略称です。

水中の有機物などの量を、その酸素分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、特定の物質の量を示したものではありません。

一般に、BOD 値が高いほど、その水質は悪いといえます。

#### 【PM2.5】

大気中に浮遊している  $2.5\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}$  は  $1\text{mm}$  の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM:  $10\mu\text{m}$  以下の粒子) よりも小さな粒子です。

PM2.5 は非常に小さいため (髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されており、環境基本法第 16 条第 1 項に基づく人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準として、1 年平均値  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下、かつ 1 日平均値  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下 (平成 21(2009)年 9 月設定) と、環境基準で定められております。

#### 【フロン類】

炭素と水素のほか、フッ素・塩素・臭素などのハロゲンを多く含む化合物の総称です。

冷蔵庫の冷媒として開発され、科学的・熱的に極めて安定であるため、「夢の化学物質」ともてはやされましたが、「オゾン層破壊の問題」の原因物質とされ、モントリオール議定書により製造・輸入が禁止されています。

### 【ポリ塩化ビフェニル】

いわゆる PCB、あるいは PCB ポリ塩化ビフェニルのことです。

熱に対して安定で、電気絶縁性が高く、かつ耐薬品性に優れているため、日本では戦後まもなく製造され、コンデンサなどの電気機器の絶縁油、可塑剤、塗料、ノンカーボン紙の溶剤など、非常に幅広い分野に用いられた歴史があります。

昭和 43 年に 1 万人以上の被害者を出した「カネミ油症事件」をきっかけに、昭和 50 年から「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により製造・輸入が禁止されています。

しかし、PCB を含む廃棄物は、国が具体的対策を決定するまで使用者が保管すると義務付けられましたが、電気機器などについては耐用年数を迎えるまで使用が認められていたこと、また、1980 年代以降になると PCB の危険性に対する認識の風化により、保管されていた PCB を含む廃棄物が行方不明になる事例が相次いで発生しました。

さらには、依然として日本国内では PCB を使用した電気機器も多く、例えば、老朽化に伴う PCB を含んだコンデンサが爆発する事件が学校などで発生したこともあり、依然として PCB は、言わば「眠る爆弾」として恐れられる存在であります。

## ま 行

### 【メガソーラー】

出力 1 メガワット（1000 キロワット）以上の大規模な太陽光発電のことで、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されています。

## ら 行

### 【リサイクル】

製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用することです。

リデュース（廃棄物などの発生抑制）とリユース（使用済みの製品・商品などの適正な再利用）と合わせて、3R と呼ばれることが多いです。

リサイクルと聞くとペットボトルや空き缶などの再資源化がイメージされますが、廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを回収・利用することもリサイクルに当たります。これはサーマルリサイクルと呼ばれています。

# 2023 登別市環境白書

---

令和6年3月発行

発行 登別市

編集 市民生活部環境対策グループ

〒059-0002

登別市幸町2丁目5番地

TEL 0143-85-2958

FAX 0143-85-2585

---